

審議事項

		頁
Ⅲ 審議事項		
1 委員会関係	提案1 東日本大震災復興支援委員会運営要綱の一部改正及び委員の決定	1
	提案2 科学者に関する国際人権問題委員会における委員の決定	8
	提案3 科学と社会委員会における分科会委員の決定	9
	提案4 国際委員会における分科会委員の決定	11
	提案5 科学者委員会における分科会委員の決定	12
	提案6 分野別委員会運営要綱の一部改正	14
	提案7 国際委員会運営要綱の一部改正	67
	提案8 分野別委員会における委員会等委員の決定	69
	提案9 部が直接統括する分野別委員会合同分科会の設置	70
	提案10 大学教育の分野別質保証推進委員会設置要綱の一部改正	72
	提案11 大学教育の分野別質保証推進委員会における分科会委員の決定	74
	提案12 高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会の設置、設置要綱案の決定及び委員の決定	75
	提案13 科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会の設置、設置要綱の決定及び委員の決定	83
	提案14 研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会の設置、設置要綱の決定及び委員の決定	88
	提案15 日本の経済政策の設計と具体化検討委員会の設置及び設置要綱の決定	94
	提案16 科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会の設置及び設置要綱の決定	99
2 国際会議等関係	提案17 スリランカ科学振興連盟年次大会及びスリランカ学術機関等との会合に係る会員の派遣	104
	提案18 生物兵器禁止条約（BWC）関連会合への会員の派遣	106
3 シンポジウム等	提案19 公開シンポジウム「先端的異分野融合を核とした構造生命科学の飛躍に向けて」	107
	提案20 連続シンポジウム「巨大災害から生命と国土を護る－24学会からの発言」第1回「今後考えるべきハザード（地震動、津波等）と規模は何か」	110
	提案21 連続シンポジウム「巨大災害から生命と国土を護る－24学会からの発言」第2回「大震災の発生を前提として国土政策をどう見直すか」	112
	提案22 公開シンポジウム「第30回国際宇宙ステーション利用計画ワークショップ」	114
	提案23 シンポジウム「大学で何を学び、何をかなえたい？若手研究者たちと考える、君たちの、そして日本の未来」	116
	提案24 公開シンポジウム「いま、ともに、古典（伝統知）に学ぶ意義を、考える－現代文明の危機をのりこえるために－」	118
	提案25 第19回ウ・タント記念講演	121
4 後援	提案26 国内会議の後援について	122

1	
幹事会	140

提 案

東日本大震災復興支援委員会運営要綱の一部改正及び委員の決定について

- 1 提案者 東日本大震災復興支援委員会委員長

- 2 議 案 (1) 東日本大震災復興支援委員会運営要綱について別紙のとおり一部改正すること。(新規設置3分科会)
(2) 東日本大震災復興支援委員会における委員について別紙のとおり決定すること。(3件)

- 3 提案理由 東日本大震災復興支援委員会に分科会を設置することに伴い、運営要綱を一部改正するとともに、委員を決定する必要があるため。

東日本大震災復興支援委員会運営要綱（平成 23 年 10 月 5 日日本学術会議第 138 回幹事会決定）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
(略)				(略)			
(分科会)				(分科会)			
第4 委員会に、次の表のとおり分科会をおく。				第4 委員会は、分科会を置くことができる。			
分科会	調査審議事項	構成	設置期限				
災害に強いまちづくり分科会	減災の考え方と復興計画、まちづくりの戦略及被災地のまちづくり支援のあり方の審議に関すること	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内	平成24年4月15日				
産業振興・就業支援分科会	被災地ならびに関連した地域の産業と雇用復興の戦略の審議に関すること	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内	平成24年4月15日				
放射能汚染対策分科会	放射能汚染の評価（現状と今後の推移）及び健康被害の防止方策の審議に関すること	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内	平成24年4月15日				
(略)				(略)			

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

(様式)

東日本大震災復興支援委員会分科会の設置について

分科会等名：災害に強いまちづくり分科会

1	所属委員会名	東日本大震災復興支援委員会				
2	委員の構成	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員 20 名以内				
3	設置目的	<p>日本学術会議は、東日本大震災に関して「東日本大震災対策委員会」を設置し、今後の復興の在り方については、「被災地域の復興グランド・デザイン分科会」において、「復興に至る 7 つの基本原則」（平成 23 年 6 月 8 日）及び、この 7 つの基本原則により具体性を持たせた提言（平成 23 年 9 月 30 日）を発出した。現在、被災地域の復興は、計画策定から実施の段階に移りつつある。このため、被災地域においては、住民が一日も早く通常の生活を行えるよう、その生活の場である街づくりを早急に進める必要があり、日本学術会議としては、ある程度テーマを特定した上で、復興に対して必要な知見を提供することが求められる。</p> <p>そこで、今回と同様又はそれ以上の自然災害が発生しても、住民への影響、地域社会への影響等を極力少なくするようなまちづくりを提案、提言するため「災害に強いまちづくり分科会」を設置する。なお、本分科会での議論の成果は、被災地域の街づくりに役立てることを第一の目的とするものであるが、被災地域以外の地域においても、今般の震災を踏まえて必要な対策を講じる際に有益なものとして期待される。</p>				
4	審議事項	○減災の考え方と復興計画 ○復興、まちづくりの戦略 ○被災地のまちづくり支援のあり方				
5	設置期間	<table border="1"><tr><td>時限設置</td><td>平成 23 年 11 月 16 日～平成 24 年 4 月 15 日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成 23 年 11 月 16 日～平成 24 年 4 月 15 日	常設	
時限設置	平成 23 年 11 月 16 日～平成 24 年 4 月 15 日					
常設						
6	備考	2012 年 3 月 11 日を目途に、審議、取りまとめを行う。				

(様式)

東日本大震災復興支援委員会分科会の設置について

分科会等名：産業振興・就業支援分科会

1	所属委員会名	東日本大震災復興支援委員会				
2	委員の構成	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員 20 名以内				
3	設置目的	<p>日本学術会議は、東日本大震災に関して「東日本大震災対策委員会」を設置し、今後の復興の在り方については、「被災地域の復興グランド・デザイン分科会」において、「復興に至る 7 つの基本原則」（平成 23 年 6 月 8 日）及び、この 7 つの基本原則により具体性を持たせた提言（平成 23 年 9 月 30 日）を発出した。また、同委員会と第一部 3.11 以降の新しい日本社会を考える分科会における提言「東日本大震災復興における就業支援と産業再生支援」（平成 23 年 9 月 21 日）、同委員会と食料科学委員会水産学分科会における提言「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ」（同年 9 月 30 日）も発出されている。被災地域の復興は、現在、計画策定から実施の段階に移りつつあり、日本学術会議としても、ある程度テーマを特定した上で、復興に対して必要な知見を提供することが求められている。</p> <p>被災地域の復興が確実に行われるためには、被災地域を支える産業がしっかりと根付き、その産業の下で雇用が確保されることで、被災者が安定した生活を送れるようにしなければならない。そこで、被災地域の事情、被災地域に向けられているニーズ等を経済的事情、地理的事情も踏まえて分析し、被災地ならびに関連した地域における産業振興の在り方を示すため、「産業振興・就業支援分科会」を設置する。</p>				
4	審議事項	○被災地ならびに関連した地域の産業と雇用復興の戦略				
5	設置期間	<table border="1"><tr><td>時限設置</td><td>平成 23 年 11 月 16 日～平成 24 年 4 月 15 日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成 23 年 11 月 16 日～平成 24 年 4 月 15 日	常設	
時限設置	平成 23 年 11 月 16 日～平成 24 年 4 月 15 日					
常設						
	備考	2012 年 3 月 11 日を目途に、審議、取りまとめを行う。				

(様式)

東日本大震災復興支援委員会分科会の設置について

分科会等名：放射能汚染対策分科会

1	所属委員会名	東日本大震災復興支援委員会				
2	委員の構成	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員 20 名以内				
3	設置目的	<p>日本学術会議は、東日本大震災に関して「東日本大震災対策委員会」を設置し、大災害からの復旧・復興、原発事故への対処、今後のエネルギー政策のあり方等について緊急の提言活動を行うとともに、放射線被害からの防護について広く市民への説明活動を行ってきた。特に、6月17日に会長談話「放射線防護の対策を正しく理解するために」を発出し、7月1日には公開シンポジウム「放射線を正しく恐れる」を開催したところである。</p> <p>しかし、被災地域の住民を始めとした国民は、依然として放射線の環境・生物・食品並びに健康への影響等について不安を持っており、国民が安心した生活を送れるようにするためにも、放射線の影響について分析し、正しい情報を幅広く提供することが求められている。</p> <p>このため、放射能汚染の現状と今後の推移を把握・分析し、健康被害を防止するためになすべきことを効果的に伝えるために「放射能汚染対策分科会」を設置する。</p>				
4	審議事項	○放射能汚染の評価（現状と今後の推移） ○健康被害を防止するためになすべきこと				
5	設置期間	<table border="1"><tr><td>時限設置</td><td>平成 23 年 11 月 16 日～平成 24 年 4 月 15 日</td></tr><tr><td>常設</td><td></td></tr></table>	時限設置	平成 23 年 11 月 16 日～平成 24 年 4 月 15 日	常設	
時限設置	平成 23 年 11 月 16 日～平成 24 年 4 月 15 日					
常設						
6	備考	2012 年 3 月 11 日を目途に、審議、取りまとめを行う。				

○委員の決定（新規3件）

（東日本大震災復興支援委員会災害に強いまちづくり分科会）

氏名	所属・職名	備考
武市 正人	大学評価・学位授与機構教授	副会長 第三部会員
丸井 浩	東京大学大学院人文社会系研究科教授	第一部幹事
樋口 輝彦	国立精神・神経医療研究センター理事長	第二部会員
太田 喜久子	慶應義塾大学看護医療学部教授	第二部会員
石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	第三部会員
石田 亨	京都大学大学院情報学研究科教授	第三部会員
和田 章	東京工業大学名誉教授	第三部会員
内田 伸子	お茶の水女子大学客員教授	連携会員
中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授	連携会員

（東日本大震災復興支援委員会産業振興・就業支援分科会）

氏名	所属・職名	備考
小林 良彰	慶應義塾大学法学部教授・多文化市民意識研究センター長	副会長 第一部会員
佐藤 学	東京大学大学院教育学研究科教授	第一部長
大沢 真理	東京大学社会科学研究所教授	第一部副部長
川本 明人	広島修道大学商学部教授	第一部会員
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授	第一部会員
杉田 敦	法政大学法学部教授	第一部会員
渡部 終五	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	第二部会員
山本 雅之	東北大学大学院医学系研究科研究科長・医学部長	第二部会員
有信 睦弘	東京大学監事	第三部会員
池田 駿介	建設技術研究所池田研究室長	連携会員
玄田 有史	東京大学社会科学研究所教授	連携会員

(東日本大震災復興支援委員会放射能汚染対策分科会)

氏名	所属・職名	備考
春日 文子	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第三室 室長	副会長 第二部会員
武市 正人	大学評価・学位授与機構教授	副会長 第三部会員
後藤 弘子	千葉大学大学院専門法務研究科教授	第一部幹事
米倉 義晴	放射線医学総合研究所理事長	第二部会員
五十嵐 隆	東京大学大学院医学系研究科教授	第二部会員
清水 誠	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	第二部会員
北川 源四郎	情報・システム研究機構機構長	第三部会員
小玉 重夫	東京大学大学院教育学研究科教授	連携会員
柴田 徳思	日本原子力研究開発機構 J-PARC センター客員研 究員	連携会員
椿 広計	情報・システム研究機構統計数理研究所副所長・ リスク解析戦略研究センター長・教授	連携会員
安岡 善文	情報システム研究機構監事	連携会員

2	
幹事会	140

提 案

科学者に関する国際人権問題委員会における委員の決定について

- 1 提案者 第一部部長、第二部部長、第三部部長
- 2 議 案 科学者に関する国際人権問題委員会における委員を下記のとおり決定すること。(1件)
- 3 提案理由 科学者に関する国際人権問題委員会における委員について決定をする必要があるため。

記

○委員の決定(新規1件)

(科学者に関する国際人権問題委員会)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
吾郷 眞一	九州大学大学院法学研究院教授	第一部会員
後藤 弘子	千葉大学大学院専門法務研究科教授	第一部会員
今田 高俊	東京工業大学社会理工学研究科長	第一部会員
須田 年生	慶應義塾大学医学部教授	第二部会員
満屋 裕明	熊本大学大学院医学薬学研究部教授(血液内科学分野)	第二部会員
家 泰弘	東京大学物性研究所所長、教授	第三部会員
土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監	第三部会員

3	
幹事会	140

提 案

科学と社会委員会における分科会委員の決定について

- 1 提案者 科学と社会委員会委員長
- 2 議 案 科学と社会委員会における分科会委員を下記のとおり決定すること。(3件)
- 3 提案理由 科学と社会委員会における分科会委員を決定する必要があるため。

記

○委員の決定 (追加2件)

(科学と社会委員会 科学力増進分科会)

氏 名	所属・職名	備 考
柴田 徳思	日本原子力研究開発機構 J-PARC センター客員研究員	連携会員
毛利 衛	科学技術振興機構日本科学未来館 館長	連携会員
渡辺 政隆	科学技術振興機構科学コミュニケーションスーパーバイザー	連携会員

(科学と社会委員会 年次報告等検討分科会)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
池田 駿介	建設技術研究所池田研究室長	連携会員 第三部推薦

○委員の決定（新規 1件）

（ 科学と社会委員会 「知の航海」分科会 ）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
上野 千鶴子	東京大学名誉教授	第一部会員
西村 清和	東京大学大学院人文社会系研究科教授	第一部会員
鷺谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	第二部会員
川口 淳一郎	宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所宇宙航行システム研究系教授・研究主幹	第三部会員
萩原 一郎	東京工業大学大学院理工学研究科教授	第三部会員

4	
幹事会	140

提 案

国際委員会における分科会委員の決定について

- 1 提案者 国際委員会委員長
- 2 議 案 国際委員会における分科会委員を下記のとおり決定すること。
(1件)
- 3 提案理由 国際委員会における分科会委員の決定をする必要があるため。

記

○委員の決定（新規 1件）

（ 国際委員会 国際対応戦略立案分科会 ）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
大沢 真理	東京大学社会科学研究所教授	第一部会員
白田 佳子	筑波大学大学院ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻教授	第一部会員
羽場 久美子	青山学院大学大学院国際政治経済学研究科教授・総合研究所プロジェクト研究代表	第一部会員
中田 力	新潟大学脳研究所統合脳機能研究センター長・教授	第二部会員
野口 伸	北海道大学大学院農学研究院教授	第二部会員
巽 和行	名古屋大学物質科学国際研究センター教授（センター長）	第三部会員
福田 敏男	名古屋大学大学院工学研究科教授	第三部会員

5	
幹事会	140

提 案

科学者委員会における分科会委員の決定について

- 1 提案者 科学者委員会委員長
- 2 議 案 科学者委員会における分科会委員を下記のとおり決定すること。
(4件)
- 3 提案理由 科学者委員会における分科会の委員を決定する必要があるため。

記

○委員の決定（追加 4件）

（ 科学者委員会 男女共同参画分科会 ）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
大隅 典子	東北大学大学院医学系研究科教授	地区会議代表幹事会 科学者委員会推薦
桃井 眞理子	自治医科大学小児科学主任教授・医学部長	第二部会員 科学者委員会推薦
小舘 香椎子	日本女子大学理学部教授	連携会員

（ 科学者委員会 学協会の機能強化方策検討等分科会 ）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
佐藤 学	東京大学大学院教育学研究科教授	第一部会員 科学者委員会推薦 第一部推薦から変更
長野 哲雄	東京大学大学院薬学研究科教授	第二部会員 科学者委員会推薦

荒川 泰彦	東京大学生産技術研究所教授・同ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構長	第三部会員 科学者委員会推薦
-------	------------------------------------	-------------------

(科学者委員会 大型研究計画検討分科会)

氏名	所属・職名	備考
松沢 哲郎	京都大学霊長類研究所所長・教授	第一部会員 科学者委員会推薦
大隅 典子	東北大学大学院医学研究科教授	地区会議代表 科学者委員会推薦
荒川 泰彦	東京大学生産技術研究所教授・同ナノ量子情報エレクトロニクス研究機構長	第三部会員 科学者委員会推薦

(科学者委員会 学術誌問題検討分科会)

氏名	所属・職名	備考
辻村 みよ子	東北大学大学院法学研究科教授	第一部会員 科学者委員会推薦
長野 哲雄	東京大学大学院薬学研究科教授	第二部会員 科学者委員会推薦
北里 洋	独立行政法人海洋開発研究機構 海洋・極限環境生物圏領域長	第三部会員 科学者委員会推薦

6	
幹事会	140

提 案

分野別委員会運営要綱の一部改正について

- 1 提案者 **【第一部】**
 哲学委員会委員長、心理学・教育学委員会委員長、社会学委員会委員長、史学委員会委員長、法学委員会委員長、政治学委員会委員長、経済学委員会委員長、経営学委員会委員長
- 【第二部】**
 基礎生物学委員会委員長、統合生物学委員会委員長、臨床医学委員会委員長、歯学委員会委員長
- 【第三部】**
 環境学委員会委員長、物理学委員会委員長、地球惑星科学委員会委員長、情報学委員会委員長、総合工学委員会委員長、電気電子工学委員会委員長、土木工学・建築学委員会委員長、材料工学委員会委員長
- 2 議 案 分野別委員会運営要綱を別紙のとおり一部改正すること。
- 3 提案理由 分野別委員会における分科会の設置等に伴い運営要綱を一部改正する必要があるため。

分野別委員会運営要綱(平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定)の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					改正前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
哲学委員会	(略)	(略)	(略)		哲学委員会	(略)	(略)	(略)	
	言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会	史学委員会に記載	史学委員会に記載			言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会	史学委員会に記載	史学委員会に記載	
	哲学委員会共生と対話の人文学分科会	1. 人文学の社会的役割と将来像 2. 「共生」と「対話」を基盤とする人間像の構築 3. 科学・技術の社会的コントロールに係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員		(新規設置)				
心理学・教育学委員会	(略)	(略)	(略)		心理学・教育学委員会	(略)	(略)	(略)	
	心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会、環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会	健康・生活科学委員会に記載	健康・生活科学委員会に記載			心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会、環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会	健康・生活科学委員会に記載	健康・生活科学委員会に記載	
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
	心理学・教育学委員会 社会のための心理学分科会	社会のための心理学を展開するために必要な教育・資格・学術行政に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員			心理学・教育学委員会 社会のための心理学分科会	社会のための心理学を展開するために必要な教育・資格・学術行政に係る審議に関すること	10名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
心理学・教育学委員会 子ども・子育て環境の質保証のあり方検討分科会	1. 乳幼児期から初等教育における経済格差における子どもの保育・教育の平等と質のあり方 2. 日本の文化に即した子ども子育て環境及び制度のあり方の具体的な方策に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員		心理学・教育学委員会 子ども・子育て環境の質保証のあり方検討分科会	1. 乳幼児期から初等教育における経済格差における子どもの保育・教育の平等と質のあり方 2. 日本の文化に即した子ども子育て環境及び制度のあり方の具体的な方策に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員			

心理学・教育学委員会 身心教育を中心とした質 保証のあり方検討分科 会	1. 身心教育を軸として教 育の質保証 2. 日本の未来を担うサ バイバル能力を備えた教 育プログラムや思春期の 教育に関する具体的な方 策に係る審議に関するこ と	15名以内の会 員又は連携会 員	
心理学・教育学委員会 高校教育改革検討分科 会	1. 高校教育の質の向上 をはかる改革のあり方 2. 知識基盤社会、生涯 学習社会に対応した高校 の理念、教育内容、制度 に係る審議に関するこ と	15名以内の会 員又は連携会 員	
心理学・教育学委員会 実験社会科学分科会	実証的研究者と規範理 論の研究者が共通の概 念枠組みを形成する作業 を通じて、格差や公正と いった今日的な問題群に 対して有効なアプローチ のあり方に係る審議に関 すること	15名以内の会 員又は連携会 員	
社会学委員会	(略)	(略)	
社会学委員会メディア・ 文化研究分科会	新しい領域横断的活動を 活発化させる共通基盤 (情報共有化、学術コン ソーシアム等)の構築の 審議に関するこ と	5名以内の会員 及び8名以内の 連携会員	
社会学委員会少子高齢 社会分科会	少子高齢化が社会に与 える影響及び少子高齢化 の原因の包括的研究に 関すること	20名以内の会 員又は連携会 員	
(略)	(略)	(略)	
社会学委員会・法学委 員会・政治学委員会・経 済学委員会・経営学委 員会合同社会科学統合 データベース分科会	政治学委員会に記載	政治学委員会 に記載	

(新規設置)			
(新規設置)			
(新規設置)			
社会学委員会	(略)	(略)	(略)
社会学委員会メディア・ 文化研究分科会	新しい領域横断的活動を 活発化させる共通基盤 (情報共有化、学術コン ソーシアム等)の構築の 審議に関するこ と	5名以内の会員 及び8名以内の 連携会員	
社会学委員会少子高齢 社会分科会	少子高齢化が社会に与 える影響及び少子高齢 化の原因の包括的研究 に関するこ と	15名以内の会 員又は連携会 員	
(略)	(略)	(略)	
社会学委員会・法学委 員会・政治学委員会・経 済学委員会・経営学委 員会合同社会科学統合 データベース分科会	政治学委員会に記載	政治学委員会 に記載	

	社会学委員会社会統計アーカイブ分科会	1. 社会統計アーカイブを積極活用できるシステムの開発の検討 2. 諸学術機関で公開されているデータベースの形式を統一する方法の検討 3. 諸外国との社会統計アーカイブ連合の実現可能性についての検討 4. アジアにおける社会統計アーカイブのイニシアチブを担うための諸条件の検討	20名以内の会員又は連携会員	
	社会学委員会社会学コンソーシアム分科会	1. 社会学系コンソーシアムとのパートナーシップのあり方についての検討 2. 国内の社会学諸学術団体の有機的な関係構築についての検討 3. 日本の社会学の国際化推進のための方策についての検討 に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
史学委員会	(略)	(略)	(略)	
	史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会	1. 3. 11後の被災文書の復旧とその後の復興 2. アーカイブズ制度の確立 に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	史学委員会高校歴史教育に関する分科会	1. 高校歴史教育をめぐる諸問題とその学術的背景の検討 2. 提言の創出 に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	
法学委員会	法学委員会ジェンダー法分科会	1. ジェンダー法学教育・ジェンダー法研究者育成の課題 2. ジェンダー法研究方法論の検討 3. 学術分野とジェンダーなどに係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間： 平成23年10月28日～平成26年9月30日

	(新規設置)			
	(新規設置)			
史学委員会	(略)	(略)	(略)	
	史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会	1. 3. 11後の被災文書の復旧とその後の復興 2. アーカイブズ制度の確立 に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	
法学委員会	法学委員会ジェンダー法分科会	1. ジェンダー法学教育・ジェンダー法研究者育成の課題 2. ジェンダー法研究方法論の検討 3. 学術分野とジェンダーなどに係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間： 平成23年10月28日～平成26年9月30日

	法学委員会ソーシャル・レジリエンスと法分科会	1. 社会の多くの構成員が被害を受けた場合に社会が回復するために法が果たす役割についての審議に関すること 2. 被害者である女性や子ども等が直面する問題を具体的に解決するための法整備のあり方についての審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
	社会学委員会・法学委員会・政治学委員会・経済学委員会・経営学委員会合同国民目線による統計調査・意識調査の方向性の検討分科会	経済学委員会に記載	経済学委員会に記載	設置期間: 平成23年11月16日～平成25年3月31日
政治学委員会	社会学委員会・法学委員会・政治学委員会・経済学委員会・経営学委員会合同社会科学統合データベース分科会	1) 社会科学統合データベースの運用 2) 社会に対する社会科学統合データベースの貢献と役割 3) 社会科学統合データベースにおける若手研究者支援	15名以内の会員又は連携会員	
	社会学委員会・法学委員会・政治学委員会・経済学委員会・経営学委員会合同国民目線による統計調査・意識調査の方向性の検討分科会	経済学委員会に記載	経済学委員会に記載	設置期間: 平成23年11月16日～平成25年3月31日
経済学委員会	(略)	(略)	(略)	
	経済学委員会現代経済政策史資料適正保存促進分科会	1. 経済政策史資料・データベース保存の国内外現状調査 2. 経済政策史資料・データベース保存・公開の理想像の検討 3. 経済政策史資料・データベース保存・公開の現実的改善策の作成と公開	12名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成23年11月16日～平成24年9月30日
	(略)	(略)	(略)	
	社会学委員会・法学委員会・政治学委員会・経済学委員会・経営学委員会合同社会科学統合データベース分科会	政治学委員会に記載	政治学委員会に記載	

	(新規設置)			
	(新規設置)			
政治学委員会	社会学委員会・法学委員会・政治学委員会・経済学委員会・経営学委員会合同社会科学統合データベース分科会	1) 社会科学統合データベースの運用 2) 社会に対する社会科学統合データベースの貢献と役割 3) 社会科学統合データベースにおける若手研究者支援	15名以内の会員又は連携会員	
	(新規設置)			
経済学委員会	(略)	(略)	(略)	
	経済学委員会現代経済政策史資料適正保存促進分科会	1. 経済政策史資料・データベース保存の国内外現状調査 2. 経済政策史資料・データベース保存・公開の理想像の検討 3. 経済政策史資料・データベース保存・公開の現実的改善策の作成と公開	12名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	
	社会学委員会・法学委員会・政治学委員会・経済学委員会・経営学委員会合同社会科学統合データベース分科会	政治学委員会に記載	政治学委員会に記載	

	社会学委員会・法学委員会・政治学委員会・経済学委員会・経営学委員会合同国民目線による統計調査・意識調査の方向性の検討分科会	1. 統計調査・意識調査の目的と内容の検討 2. 統計調査・意識調査の社会的な必要性和有用性の研究 3. 公的統計調査の今後の方向性の研究に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成23年11月16日～平成25年3月31日
経営学委員会	経営学委員会「リスクを科学する」分科会	1. 学際的リスク概念の整理 2. リスクの範囲、リスク分析手法、リスクへの対応方法、リスクマネジメントに関わる具体的内容についての提言に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成23年10月28日～平成25年3月31日
	社会学委員会・法学委員会・政治学委員会・経済学委員会・経営学委員会合同国民目線による統計調査・意識調査の方向性の検討分科会	経済学委員会に記載	経済学委員会に記載	設置期間：平成23年11月16日～平成25年3月31日
(略)	(略)	(略)	(略)	
基礎生物学委員会	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同IUPAB分科会	国際純粋・応用生物物理学連合(IUPAB)への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	
統合生物学委員会	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同IUPAB分科会	基礎生物学委員会に記載	基礎生物学委員会に記載	
(略)	(略)	(略)	(略)	
臨床医学委員会	臨床医学委員会呼吸器分科会	・呼吸器疾患の発症防止を考慮した環境改善に関すること ・閉塞性疾患等、呼吸器疾患と生活環境に関すること	20名以内の会員又は連携会員	

	(新規設置)			
経営学委員会	経営学委員会「リスクを科学する」分科会	1. 学際的リスク概念の整理 2. リスクの範囲、リスク分析手法、リスクへの対応方法、リスクマネジメントに関わる具体的内容についての提言に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成23年10月28日～平成25年3月31日
	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	
基礎生物学委員会	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同IUPAB分科会	統合生物学委員会に記載	統合生物学委員会に記載	
(略)	(略)	(略)	(略)	
統合生物学委員会	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同IUPAB分科会	国際純粋・応用生物物理学連合(IUPAB)への対応に関すること	5名以内の会員及び10名以内の連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	
臨床医学委員会	臨床医学委員会呼吸器分科会	・呼吸器疾患の発症防止を考慮した環境改善に関すること ・閉塞性疾患等、呼吸器疾患と生活環境に関すること	20名以内の会員又は連携会員	

臨床医学委員会循環器・内分泌・代謝分科会	・高齢化社会における新しい循環内分泌代謝学の推進についての検討 ・循環内分泌代謝疾患に関するデータベースの構築などについての検討	20名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	
臨床医学委員会臨床研究分科会	(1)我が国の臨床研究、特にエビデンスを創出する臨床研究の現状と問題点の把握 (2)我が国の臨床研究の推進・強化のための基盤整備を含めた方策の提案	20名以内の会員又は連携会員	
臨床医学委員会運動器分科会	1. 運動器の基礎・臨床研究の問題点と今後の方向性に係る審議に関すること 2. 高齢社会における健康寿命延伸に向けた運動器疾患対策に係る審議に関すること 3. 学童から超高齢者までの健全な運動器維持と障害予防に係る審議に関すること 4. 優れた運動器担当医育成のための教育と専門医制度に係る審議に関すること 5. 運動器に関する国民への啓発活動と国際連携に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
臨床医学委員会移植・再生医療分科会	科学技術の面や倫理や法制の面から我が国における移植・再生医療のあり方や推進に係る審議に関することの育成に向けたキャリアパス制度の整備の方策に係る審議に関すること	15名以内の会員又は連携会員	

臨床医学委員会内分泌・代謝分科会	・高齢化社会における新しい内分泌代謝学の推進についての検討 ・内分泌代謝疾患に関するデータベースの構築などについての検討	20名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	
臨床医学委員会臨床研究分科会	(1)我が国の臨床研究、特にエビデンスを創出する臨床研究の現状と問題点の把握 (2)我が国の臨床研究の推進・強化のための基盤整備を含めた方策の提案	20名以内の会員又は連携会員	
(新規設置)			
(新規設置)			

	臨床医学委員会消化器分科会	1. 今後10年間に变化する消化器疾患の動向の把握とその対策に係る審議に関すること 2. 消化器癌に対する治療法の変化、外科的治療の変化、化学療法の変化と治療の効率化に係る審議に関すること 3. 急速に減少傾向を示す外科系医師増加のための効果的対策に係る審議に関すること 4. 女性外科医の労働環境整備に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	
歯学委員会	(略)	(略)	(略)	
	歯学委員会歯科医療制度に関する検討分科会	歯科医療制度の現状の把握とその向上、充実、発展の審議に関すること。	15名以内の会員又は連携会員	
	歯学委員会歯学教育分科会	1. 臨床基礎実習、臨床実習、並びに関連医学教育の配分等、歯学教育カリキュラムのあり方に関する審議に関すること 2. 卒後臨床研修との関係に係る審議に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間： 平成23年11月16日～平成26年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	
環境学委員会	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画(IGBP)、気候変動国際共同研究計画(WCRP)及び生物多様性科学国際共同研究計画(DIVERSITAS)への対応に関すること	40名以内の会員又は連携会員	設置期間： 平成23年11月16日～平成26年9月30日

	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	
歯学委員会	(略)	(略)	(略)	
	歯学委員会歯科医療制度に関する検討分科会	歯科医療制度の現状の把握とその向上、充実、発展の審議に関すること。	15名以内の会員又は連携会員	
	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	
環境学委員会	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画(IGBP)及び気候変動国際共同研究計画(WCRP)への対応に関すること	35名以内の会員又は連携会員	

環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会MAHASRI(モンスーンアジア水文気候研究計画)小委員会	MAHASRIと連携した国際的および国内的な大気・水文科学の振興、普及および社会貢献に関すること、GEWEXに関する役員等の推薦、国際会議等への代表の派遣、国際会議等の日本への招致に関すること	30名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
(削除 ※再編統合)			
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会GLOBEC小委員会	全球海洋生態系動態研究計画(GLOBEC: Global Ocean Ecosystem Dynamics)に関すること	18名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会IGAC小委員会	地球大気化学国際共同研究計画(IGAC: The International Global Atmospheric Chemistry)に関すること	30名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会IMBER小委員会	海洋生物地球化学と生態系の統合研究(IMBER: Integrated Marine Biogeochemistry and Ecosystem Research)に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会SOLAS小委員会	海洋・大気間の物質相互作用研究計画(SOLAS: Surface Ocean-Lower Atmosphere Study)に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会CLIVAR小委員会	CLIVAR(気候変動性・予測可能性研究計画)の対応に関すること	80名以内の会員又は連携会員	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会GLP小委員会	GLP(全球陸域研究計画)への対応に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	

環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会MAHASRI(モンスーンアジア水文気候研究計画)小委員会	MAHASRIと連携した国際的および国内的な大気・水文科学の振興、普及および社会貢献に関すること、GEWEXに関する役員等の推薦、国際会議等への代表の派遣、国際会議等の日本への招致に関すること	30名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会DIVERSITAS小委員会	生物多様性科学国際協同プログラム(DIVERSITAS: International Programme of Biodiversity Science)に関すること	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会GLOBEC小委員会	全球海洋生態系動態研究計画(GLOBEC: Global Ocean Ecosystem Dynamics)に関すること	18名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会IGAC小委員会	地球大気化学国際共同研究計画(IGAC: The International Global Atmospheric Chemistry)に関すること	30名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会IMBER小委員会	海洋生物地球化学と生態系の統合研究(IMBER: Integrated Marine Biogeochemistry and Ecosystem Research)に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会SOLAS小委員会	海洋・大気間の物質相互作用研究計画(SOLAS: Surface Ocean-Lower Atmosphere Study)に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会CLIVAR小委員会	CLIVAR(気候変動性・予測可能性研究計画)の対応に関すること	80名以内の会員又は連携会員	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会GLP小委員会	GLP(全球陸域研究計画)への対応に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	

環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会SPARC小委員会	成層圏気候影響研究計画 (SPARC) への対応に関すること	25名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会PAGES小委員会	古地球環境変遷研究計画 (PAGES) への対応に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会Clic小委員会	CliC (Climate and Cryosphere, 気候と雪氷圏) への対応に関すること	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会iLEAPS小委員会	統合陸域生態系-大気プロセス研究計画 (iLEAPS: the Integrated Land Ecosystem-Atmosphere Processes Study) に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
(略)	(略)	(略)	
心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会	健康・生活科学委員会に記載	健康・生活科学委員会に記載	
(略)	(略)	(略)	
環境学委員会都市と自然と環境分科会	1. 東京の都市の発達と自然的歴史的緑地形成史に係る審議に関すること 2. 神宮内外苑をケースとした都市環境の変化と樹林の生長・変化・影響・環境圧に伴う生物生息、生物多様性、土壌環境等予測と総括にもとづく指針の作成に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	
物理学委員会	(略)	(略)	
物理学委員会IAU分科会	国際天文学連合 (IAU) への対応に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
物理学委員会物性物理学・一般物理学分科会	物性物理学・一般物理学が社会に果たす重要な役割に関すること	40名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	

環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会SPARC小委員会	成層圏気候影響研究計画 (SPARC) への対応に関すること	25名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会PAGES小委員会	古地球環境変遷研究計画 (PAGES) への対応に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会Clic小委員会	CliC (Climate and Cryosphere, 気候と雪氷圏) への対応に関すること	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会iLEAPS小委員会	統合陸域生態系-大気プロセス研究計画 (iLEAPS: the Integrated Land Ecosystem-Atmosphere Processes Study) に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
(略)	(略)	(略)	
心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会	健康・生活科学委員会に記載	健康・生活科学委員会に記載	
(略)	(略)	(略)	
	(新規設置)		
(略)	(略)	(略)	
物理学委員会	(略)	(略)	
物理学委員会IAU分科会	国際天文学連合 (IAU) への対応に関すること	15名以内の会員又は連携会員	
物理学委員会物性物理学・一般物理学分科会	物性物理学・一般物理学が社会に果たす重要な役割に関すること	30名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	

地球惑星科学委員会	(略)	(略)	(略)	
	地球惑星科学委員会IGU分科会	国際地理学連合(IGU)への対応に関すること	25名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	
	地球惑星科学委員会INQUA分科会	国際第四紀学連合(INQUA)の対応に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
	(略)	(略)	(略)	
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会MAHASRI(モンスーンアジア水文気候研究計画)小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
	(削除 ※再編統合)			
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会GLOBEC小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会IGAC小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載		
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会IMBER小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載		
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会SOLAS小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載		

地球惑星科学委員会	(略)	(略)	(略)	
	地球惑星科学委員会IGU分科会	国際地理学連合(IGU)への対応に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	
	地球惑星科学委員会INQUA分科会	国際第四紀学連合(INQUA)の対応に関すること	10名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
	(略)	(略)	(略)	
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会MAHASRI(モンスーンアジア水文気候研究計画)小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会DIVERSITAS小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会GLOBEC小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会IGAC小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載		
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会IMBER小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載		
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会SOLAS小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載		

環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会CLIVAR小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会GLP小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会SPARC小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会PAGES小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会Clic小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSTAS合同分科会iLEAPS小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
(略)	(略)	(略)	
地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同地理教育分科会	地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載	
(略)	(略)	(略)	
地球惑星科学委員会地球惑星科学大学教育問題分科会	日本の大学における地球惑星科学教育のあり方や、教育課程の編成の方法・仕組みに係る審議に関すること	25名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成23年11月16日～平成26年9月30日
情報学委員会	(略)	(略)	(略)
情報学委員会国際サイエンスデータ分科会	科学技術データ委員会(CODATA)の対応及び、国内外の幅広いサイエンスデータの構築のあり方に関すること	20名以内の会員又は連携会員	

環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会CLIVAR小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会GLP小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会SPARC小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会PAGES小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会Clic小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会iLEAPS小委員会	環境学委員会に記載	環境学委員会に記載	
(略)	(略)	(略)	
地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同地理教育分科会	地域研究委員会に記載	地域研究委員会に記載	
(略)	(略)	(略)	
(新規設置)			
情報学委員会	(略)	(略)	(略)
情報学委員会国際サイエンスデータ分科会	科学技術データ委員会(CODATA)の対応及び、国内外の幅広いサイエンスデータの構築のあり方に関すること	20名以内の会員又は連携会員	

総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	
	総合工学委員会未来社会と応用物理分科会	未来社会に向けての応用物理学分野の研究開発に関すること	50名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	
電気電子工学委員会	電気電子工学委員会URSI分科会	国際電波科学連合(URSI)への対応に関すること	25名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	
土木工学・建築学委員会	土木工学・建築学委員会土木工学・建築学企画分科会	土木工学・建築学委員会及び関連する分科会、小委員会、シンポジウム等の活動に関すること	20名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
材料工学委員会	材料工学委員会バイオマテリアル・ナノテクノロジー分科会	バイオマテリアルを横断型の統合的・融合的学際領域として把握し、発展させ、新領域を確立させる体制整備、研究促進に関すること。	15名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	

総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	
	総合工学委員会未来社会と応用物理分科会	未来社会に向けての応用物理学分野の研究開発に関すること	40名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	
電気電子工学委員会	電気電子工学委員会URSI分科会	国際電波科学連合(URSI)への対応に関すること	23名以内の会員又は連携会員	
	(略)	(略)	(略)	
	(新規設置)			
	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
材料工学委員会	材料工学委員会バイオマテリアル分科会	バイオマテリアルを横断型の統合的・融合的学際領域として把握し、発展させ、新領域を確立させる体制整備、研究促進に関すること。	15名以内の会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)	

附則

この決定は、決定の日から施行する。

哲学委員会分科会の設置について

分科会等名：共生と対話の人文学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	哲学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>第21期の哲学委員会は『日本の展望—学術からの提言 2010』において、「共に生きる価値を照らす哲学へ」と題する提言を行なった。本分科会ではその主旨を踏まえ、「共生」と「対話」を基盤とした人間像を構築するとともに、現代社会における人文学的思考の可能性を追求し、人文学の社会的役割と将来像に関する提言を行なう。</p> <p>また、東日本大震災とそれに続く原発事故は、人文学の果たすべき役割の根底的な再考を促す大きな衝撃であった。本分科会では、トランス・サイエンス（領域横断的科学）の時代における科学・技術と社会とのありうべき関係について考察し、諸専門領域の間および学術と市民社会の間での「対話」に根ざす科学・技術の社会的コントロールのあり方について提言を行なう。</p>
4	審議事項	<p>1. 人文学の社会的役割と将来像</p> <p>2. 「共生」と「対話」を基盤とする人間像の構築</p> <p>3. 科学・技術の社会的コントロールに係る審議に関すること</p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	※新規設置

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会のための心理学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	現代社会が直面する多様な課題の解決について心理学の視点から寄与するためのプラットフォームづくりを目的とする。心理学を文理融合の扇の要と位置付けて、多様な課題について分野横断的なアプローチを掲げ、社会に資する心理学の研究・教育・社会貢献を行う。具体的な課題としては、「科学的心理学」の社会的理解の促進、心理学分野からの学術行政への諸提言とその実装に向けた活動の展開、心理学関連の資格問題の展望を行う。
4	審議事項	社会のための心理学を展開するために必要な教育・資格・学術行政に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日
		常設
6	備考	※所属希望者が多数だったため、委員の構成を10名以内から15名以内に改正するもの。

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名：子ども・子育て環境の質保証のあり方検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	今日、地域格差、家庭における経済格差が進行しており、人生早期からの発達格差、教育格差が問題とされてきている。その中で公共の制度としての園や学校におけるすべての子どもに対する保育、教育の質と平等の保証、養育としての子育て環境の質保証、教育と福祉制度の統合的観点からの学術的検討が必要である。子ども子育て新システムや教育改革の政策において貧困格差や地域格差問題は指摘されてきているが、それらに対する明確な方策提言は出されていない。また改革の議論も、日本独自の保育・教育思想や家族制度の歴史的伝統や卓越性にもとづくものとはいえない。今後の日本社会において持続可能な、子どもの保育・教育と養育環境の質向上の方向性にむけた具体施策を諸関連分野の動向を含めて審議検討し、保育教育養育に関する社会文化的環境のグランドデザインを提言することが、本分科会の設置目的である。
4	審議事項	1. 乳幼児期から初等教育における経済格差における子どもの保育・教育の平等と質のあり方 2. 日本の文化に即した子ども子育て環境及び制度のあり方の具体的な方策 に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 常設
6	備考	必要により特任連携会員を依頼する。第2部、第3部からも委員を募る。 ※所属希望者が多数だったため、委員の構成を15名以内から20名以内に改正するもの。

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名：身心教育を中心とした質保証のあり方検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	今日、身心の健康を損なう生活習慣の乱れや心と身体の調和を欠いたことから生じる児童生徒の問題行動が多く指摘されてきている。身心の弱体化が集中力やコミュニケーション諸機能の低下に及ぼす影響も危惧されている。とりわけ思春期が早期化する状況の中で、現代の小中学生の成長発達の特質をふまえた教育について、人間諸科学の近年の成果を踏まえた総合的な検討が必要である。また、危機対応のためのサバイバル能力の開発など現況に即応する新たな教育プログラム開発も遅れている。本分科会は、身心教育のあり方を軸に据え、教育の質向上に向けた具体策を関連諸分野の動向を含め審議検討し、その方向性を示すことをめざして、心理学・教育を中心として関連領域からも委員を募り、学際的組織で検討を行う。
4	審議事項	1. 身心教育を軸として教育の質保証 2. 日本の未来を担うサバイバル能力を備えた教育プログラムや思春期の教育に関する具体的な方策に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 常設
6	備考	第2部、第3部からも委員を募る。 ※新規設置

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名： 高校教育改革検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>21世紀の急激な社会変動に対応した高校教育のあり方に関する政策提言を準備することを目的とする分科会である。今日の高校教育は、知識基盤社会と生涯学習社会への対応をおろそかにしたため、普通教育においても職業教育においても時代の変化に対応した質の高い教育を保障するものとはなりえていない。その結果、大学関係者からは高校生の学力低下が問題とされ、一般社会、企業社会からは未就職者の増加が問題にされ、中退者の増加も問題にされている。高等教育の再編と若年労働市場の変化に対応して、旧来の普通科、専門学科、総合学科の区別と役割、全日制、定時制、通信制の区別と役割および入試制度など、制度的に検討すべき問題が山積している。</p> <p>さらに高校の教育内容と授業と学習および教師の研修の質保証については、これまで文部科学省においても都道府県教育委員会においても十分な政策と施策を施してきたとはいいがたい。</p> <p>本分科会は、これら高校教育の質保証を実現する改革の基本問題について審議し、教育学の専門的知見を結集して政策提言を準備したい。</p>
4	審議事項	<p>1. 高校教育の質の向上をはかる改革のあり方</p> <p>2. 知識基盤社会、生涯学習社会に対応した高校の理念、教育内容、制度に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	<p>必要により特任連携会員を依頼する。</p> <p>※新規設置</p>

心理学・教育学委員会分科会の設置について

分科会等名： 実験社会科学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	心理学・教育学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	近年の社会科学では、実験がさまざまな分野を通底する共通の方法論として注目を集めている。心理学において実験は長い歴史をもつが、経済学や政治学における実験手法の普及は、方法レベルでの共有を出発点として、協力、信頼、共感、公正といった心理学とほかの社会科学が共有するコアの問題群を軸に、分野の壁を越えた共通の概念枠組みの必要性を浮かび上がらせている。本分科会ではこうした共通の概念枠組みを探る目的で、心理学とほかの社会科学の連携をはかる。本分科会は、今日的な問題の解決・改善に資する方向で、実験を中心とする実証的研究者と規範理論を中心とする研究者をつなぐ学際的なプラットフォームを作る。
4	審議事項	実証的研究者と規範理論の研究者が共通の概念枠組みを形成する作業を通じて、格差や公正といった今日的な問題群に対して有効なアプローチのあり方の審議に関する事
5	設置期間	時限設置 平成年 月 日～ 年 月 日
		常設
6	備考	※新規設置

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名： 少子高齢社会分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	社会学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>少子高齢化は多くの先進国に共通する社会問題である。労働力の供給と生産力に対する影響はしばしば論じられてきたが、その影響は経済面に留まらず、家族やジェンダーのあり方のような社会の基本的構造や社会福祉などの社会制度、国境を越えた人口移動など、現代社会と現代世界の根本的構造に深甚な影響を与えることが分かっている。</p> <p>本分科会は、少子高齢化が社会に与える影響と、少子高齢化の原因について、包括的に研究し、社会問題解決のための政策提言を行うことを目的とする。</p> <p>委員は、人口学の専門家はもちろんのこと、家族研究や比較福祉社会論、労働社会学、ケアワークの専門家などを幅広く含み、少子高齢社会に対して多角的かつ専門的に、かつ国際的な比較の視野をもってアプローチできるような人選を行う。</p>
4	審議事項	本分科会では、少子高齢化が社会に与える影響と、少子高齢化の原因について、包括的に研究し、シンポジウムなどを開催して啓発活動を実施するとともに、社会問題解決のための政策提言を行う。
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	※所属希望者が多数だったため、委員の構成を15名以内から20名以内に改正するもの。

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会統計アーカイブ分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	社会学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	本分科会は、これまで学術機関および官公庁で収集されてきた社会学的な統計アーカイブのネットワークを構築すると同時に、より高度な活用を可能にするために、アーカイブのデータベース化を進める方途について検討を加える。また、海外との連携を深めるとともに、アジアにおける社会統計アーカイブの先導的役割をになう体制づくりを検討する。さらに、社会科学の他分野との連携について検討し、社会科学統合インフラストラクチャとしてのデータベース網の構築をめざしたい。
4	審議事項	1. 社会統計アーカイブを積極活用できるシステムの開発の検討 2. 諸学術機関で公開されているデータベースの形式を統一する方法の検討 3. 諸外国との社会統計アーカイブ連合の実現可能性についての検討 4. アジアにおける社会統計アーカイブのイニシャチヴを担うための諸条件の検討 に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	※新規設置

社会学委員会分科会の設置について

分科会等名：社会学コンソーシアム分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	社会学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>本分科会は、日本学術会議協力学術研究団体として登録済みの社会学協会連合体である「社会学系コンソーシアム」とのパートナーシップのもと、日本学術会議と社会学系諸団体との間でのより有機的な関係を築き、日本の社会学のさらなる発展に向けて提案と実践を目指す。</p> <p>国内の社会学諸学術団体がより緊密な相互連携関係を策定しうよう、その方策などを案出し、コンソーシアムに対して提案を行なう。また、今後の日本社会学のさらなる国際化のため、多数の学術団体からなる研究推進機会を案出し、提案・実行する。</p>
4	審議事項	<p>1. 社会学系コンソーシアムとのパートナーシップのあり方についての検討</p> <p>2. 国内の社会学諸学術団体の有機的な関係構築についての検討</p> <p>3. 日本の社会学の国際化推進のための方策についての検討に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 常設
6	備考	※新規設置

史学委員会分科会の設置について

分科会等名： 高校歴史教育に関する分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	史学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	歴史学全体の研究教育の発展にとって、高校の歴史教育の在り方を抜本的に改めることが焦眉の課題になっている。21期の史学委員会と心理学・教育学委員会、地域研究委員会合同の「高校地理歴史科教育に関する分科会」がまとめた「提言 新しい高校地理・歴史教育の創造」を踏まえ、22期では、学術会議史学委員会としての立場から、高校歴史教育に求められる教育内容と教育課程にまで踏み込んだ議論を深めることが要請されている。
4	審議事項	1. 高校歴史教育をめぐる諸問題とその学術的背景の検討 2. 提言の創出 に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日
		常設
6	備考	※新規設置

法学委員会分科会の設置について

分科会等名： ソーシャル・レジリエンスと法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>社会が大災害や犯罪に見舞われた後、その被害から回復していくためには、さまざまな支援が必要である。その支援には、新たな法制度の整備も当然含まれる。法制度の整備やそれに基づく運用を行っていく際に重要となるのは、社会的弱者の声をどう反映するかである。女性や子ども、障がい者といった社会的弱者の声を法制度に反映させる新たな回路を考える必要がある。さらに、社会の中には被害の程度によって様々な温度差が存在する。その多様な温度差を前提として、それぞれの個人や地域社会、社会が回復していくために、真に役に立つ法制度の新たなあり方について検討する。</p>
4	審議事項	<p>1. 社会の多くの構成員が被害を受けた場合に社会が回復するために法が果たす役割についての審議に関すること</p> <p>2. 被害者である女性や子ども等が直面する問題を具体的に解決するための法整備のあり方についての審議に関すること</p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	※新規設置

社会学委員会・法学委員会・政治学委員会・経済学委員会・経営学委員会合同分科会
の設置について

分科会等名：国民目線による統計調査・意識調査の方向性の検討分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	社会学委員会 法学委員会 政治学委員会 ○経済学委員会 経営学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>本分科会は、政府および研究者によって実施される統計調査、なかでも意識調査に焦点を当て、それら調査の目的と内容を整理・検討し、社会にとっての必要性と有用性を国民の目線から考察することにより、統計調査の今後の方向性を研究することを目的とする。そのためには、学際的視点と包括的視点からの接近がより適切かつ効果的であり、社会科学を構成する5つの分野による合同分科会として設置を提案する。</p> <p>経済のグローバル化とともに、近年わが国は少子高齢化や人口減少などの人口変動、非正規雇用の増大などの労働市場の質的变化、未婚化などの家族変容、といった多くの劇的な変化を経験している。このような社会変動のもと、人々のライフスタイルは多様化しており、人々の行動変化のパターンと要因を分析し、その将来の方向性を探るためには、客観的統計情報のみならず、意識・価値観といった主観的情報を系統的に収集し、それらを包括的に分析することが必要となる。また、行動とその背後にある意識・意欲との関係を知ることにより、効果的な政策立案に役立て(政策科学)、国民の生活の質の向上に資することが期待される。</p>
4	審議事項	<p>1. 統計調査・意識調査の目的と内容の検討</p> <p>2. 統計調査・意識調査の社会的な必要性と有用性の研究</p> <p>3. 公的統計調査の今後の方向性の研究</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	○時限設置 平成23年11月16日～平成25年3月31日 常設
6	備考	※新規設置

経済学委員会分科会の設置について

分科会等名： 現代経済政策史資料適正保存促進分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	経済学委員会
2	委員の構成	1 2名以内の会員および連携会員
3	設置目的	<p>(設置の目的)</p> <p>本分科会は、日本の現代経済政策史資料ならびにデータベースの適切な保存と公開の方法を解明し、現実的な改善策をまとめることを目的とする。</p> <p>(設置目的の背景)</p> <p>(1) 行政府が蒐集・生産・加工する膨大な資料とデータは、政策評価完了後、二次的利用のため体系的に管理されず、法定保存期間後は破棄されてしまう場合が多い。</p> <p>(2) 近年の IT の普及に伴い、電子媒体による資料の体系的管理体制について、早急な検討が必要である。</p> <p>(3) 2001 年施行の情報公開法(「行政機関の保存する情報の公開に関する法律」)にもとづき、行政府が保管する諸資料は閲覧要請に応じ原則として公開される。ところが、公開条件の判定作業(国家機密と個人情報の点検)には多大な時間と労力を必要とするため、未整理のまま保存期限後は破棄されるものがある。</p> <p>(4) 政策決定の関係者の個人情報には、歴史資料として公開することが適当なものがある。開示条件の再検討が必要である。</p> <p>(5) 欧米・韓国などと比べて、日本の資料・史料保存状況は大きく立ち後れている。この状態の放置は国益に反する。</p> <p>(時限設置の理由)</p> <p>2011 年 4 月に公文書管理法が公布され、現在、中央各省庁や地方自治体でその施行がはじまっている。その過程で、「公文書の整理」という名の大量廃棄が行われる可能性がある。このような事態を回避するために、各省庁が公文書管理の方法を模索している今年度中に、提言を出すことが必要だと考えられる。</p>
4	審議事項	1. 経済政策史資料保存の国内外現状調査

		2. 経済政策史資料保存・公開の理想像の検討 3. 経済政策史資料保存・公開の現実的改善策の作成と公開				
5	設置期間	<table border="1"> <tr> <td>時限設置</td> <td>平成23年11月16日～平成24年9月30日</td> </tr> <tr> <td>常設</td> <td></td> </tr> </table>	時限設置	平成23年11月16日～平成24年9月30日	常設	
時限設置	平成23年11月16日～平成24年9月30日					
常設						
6	備考	<p>21期には常設であったが、今期は期限を限って設置し、早急に提言をまとめることを目指す。</p> <p>※上記の理由等により、設置期間に期限を設ける改正をするもの。</p>				

基礎生物科学委員会・統合生物学委員会合同分科会の設置について

分科会等名： IUPAB 分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	○基礎生物学委員会 統合生物学委員会
2	委員の構成	5名以内の会員又は10名以内の連携会員
3	設置目的	<p>(設置目的)</p> <p>IUPAB の設立は日本生物物理学会設立翌年の1961年で、その創設には故小谷正雄を中心に日本が深くかかわった歴史的経緯があり、以来 IUPAB の運営に常に尽力してきた。事実 IUPAB 会長、副会長に以下のような人材を輩出し、学術面だけでなく、学術行政の側面でも日本は存在感を示してきた。</p> <p>小谷正雄(1961～1964、副会長)、江橋節郎(1978～1981、会長)、郷信弘(1993～1999、副会長)、永山國昭(2005～2008、副会長)、永山國昭(2008～2011、会長)</p> <p>特に本年11月に北京で行われた第17回世界生物物理学大会(IUPAB)は中国生物物理学会と永山会長の協力のもと世界より2,500名の参加者を集め、成功裏に終わっている。現在世界の生物物理学勢力図は群を抜く米国、次に日本、中国と続きアジアの重要性が高まっている。これからはアジアと一体となって学術、行政の両面にわたり世界に寄与していくことが望まれるが、そのためにも IUPAB に対応する国内委員会(IUPAB 分科会)の設置は優先課題と考えられる。</p> <p>(主体委員会変更理由)</p> <p>主体委員会変更については生物物理学が科研費細目で基礎生物学に分類されている現況を反映したものである。</p>
4	審議事項	国際純粋・応用生物物理学連合(IUPAB)への対応に関すること
5	設置期間	常設
6	備考	※上記理由により主体委員会を変更するもの。

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名： 循環器・内分泌・代謝分科会

1	所属委員会名（複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。）	臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>内分泌代謝学は生態制御の根幹をなす領域である。その障害は糖尿病をはじめ多数の重要な内分泌疾患、代謝疾患として重篤な結果をもたらすため成因の解明及び治療対策の開発は必須である。近年、高齢社会の到来によって、従来の古典的な内分泌代謝器官に止まらず循環系などの全身の臓器のホメオスタシスという視点から学術を発展させる必要がある。とくに生活習慣、特に栄養の因子を加えた疾患解析の重要性が増しているため、一次予防とともに臓器障害や生命予後に関わる身体イベント（脳卒中、心筋梗塞など）の予防、すなわち二次予防についても対応しなければならない。そこで内分泌代謝学だけでなく循環器学を包含して、学術を推進し、医療に還元するために本分科会で適切な提言を行う必要があると考える。</p> <p>（名称変更理由）</p> <p>高齢社会で増加している慢性疾患、特に心血管病や生活習慣病の病態は、各器官やシステムが独立して生ずるのではなく、システムが相互に連携して形成される。したがって循環系、内分泌系、代謝系を俯瞰し、各システムの相互作用を明らかにするとともに、新しい病態理解とそれに基づく診断・治療法の開発が強く望まれる。同時に社会との連携についても、循環系、内分泌系、代謝系の研究者が議論を重ねる必要がある。</p>
4	審議事項	<p>（1）高齢化社会における新しい循環内分泌代謝学の推進についての検討</p> <p>（2）循環内分泌代謝疾患に関するデータベースの構築などについての検討</p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	※上記理由により分科会名を変更するもの。

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名： 運動器分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>21世紀における国民健康作り運動として、壮年期死亡の減少と健康寿命延伸及び生活の質向上を目的に「健康日本21」が2000年から10年間進められてきた。その最終評価の中で、今後の新たな課題として「要介護状態を予防するための取組の推進、中でも生活機能低下予防とロコモ予防」や「高齢者、女性の健康」などが指摘されている。その対応には、運動器（骨・関節・神経・筋肉）の健康力維持が求められる。実際、厚労省の国民生活調査でも自覚症状として男女とも腰痛や肩こり、関節痛などの運動器障害が上位を占め、要支援・要介護となる原因でも関節疾患や骨折・転倒が上位にランクされている。この様に、今後さらに高齢化が進む我が国において、運動器疾患対策は急務である。しかし、学童期から高齢者までの運動器疾患対策は後れをとっており、大規模な疫学調査や介入研究も少ない。さらに、多くの国民が悩んでいる腰痛や膝痛などの運動器に伴う慢性疼痛への対策も不十分である。</p> <p>そこで本分科会では、学童期から超高齢者に至る運動器疾患・障害に関する疫学、予防、さらに診断から治療までの総合的運動器疾患対策を検討するため、関係する臨床医学分野を中心に、基礎医学や健康・生活科学・スポーツ医学部門などとも連携して国や関連学会等へ重要課題について適宜提言を行い、国民に向けても必要な情報を発信する。</p>

4	審 議 事 項	1. 運動器の基礎・臨床研究の問題点と今後の方向性に係る審議に関すること 2. 高齢社会における健康寿命延伸に向けた運動器疾患対策に係る審議に関すること 3. 学童から超高齢者までの健全な運動器維持と障害予防に係る審議に関すること 4. 優れた運動器担当医育成のための教育と専門医制度に係る審議に関すること 5. 運動器に関する国民への啓発活動と国際連携に係る審議に関すること
5	設 置 期 間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備 考	※新規設置

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名： 移植・再生医療分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>立遅れていた移植医療は、平成21年の臓器移植法制定により脳死移植の道が開かれ、平成22年には15歳未満(小児)のドナーも可能となり、移植医療は新しい時代を迎えた。平行して、渡航移植、偽装親族による臓器売買、被虐待児に対応する法整備がなされるも、移植医療には倫理的、社会的にも重要な課題が多く残されている。また、脳死移植医療に対する客観的評価システムの構築もまだ十分とはいえない。一方、幹細胞、万能細胞により臓器を再生することで不足する移植臓器を補充しようという再生医療が、最先端の医療として注目されている。幹細胞、万能細胞から固有の臓器を作る細胞工学医療、細胞シートによる傷害臓器の修復や実質臓器の構築などの組織工学医療などの研究は飛躍的に発展している。すでに細胞シート工学は、角膜、心筋、食道などでヒトを対象に臨床研究も始まっており、今後、製品化、実用化は再生医療の中で最も早いと予想され、国際的なビジネスとして発展する可能性もある。</p> <p>本分科会は臨床医学委員会の分科会として設置するが、基礎医学委員、さらに第一部(倫理、法制)、第三部(細胞・組織工学分野)にも横断的に参加いただき、我が国における移植・再生医療のあり方、進め方、将来像、倫理や法制も含めた諸問題を検討することを目的とする。</p>
4	審議事項	科学技術の面や倫理や法制の面から我が国における移植・再生医療のあり方や推進に係る審議に関する事
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日
		常設
6	備考	※新規設置

臨床医学委員会分科会の設置について

分科会等名： 消化器分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>消化器病は内科学、外科学領域において共に主体を成し、国民の健康を守る上で重要な位置を占めている。また、臨床科学と基礎医科学が密接な関係をもって研究が進められ、医療工学や社会学とも連携している。消化器病学に関わる臨床医は極めて多く、その研究に携わる基礎研究学者も少なくない。</p> <p>本分科会では消化器病学に関連する多くの学会と密に連携を図り、急速に進行する高齢化社会における消化器疾患に対応する中長期対策を検討する。そのための環境整備、横断的な臨床研究の推進、国民への周知などの方策を審議し、国民の健康増進に寄与する提言を行いたい。</p>
4	審議事項	<p>1. 今後10年間に变化する消化器疾患の動向の把握とその対策に係る審議に関すること</p> <p>2. 消化器癌に対する治療法の変化、外科的治療の変化、化学療法の変化と治療の効率化に係る審議に関すること</p> <p>3. 急速に減少傾向を示す外科系医師増加のための効果的対策に係る審議に関すること</p> <p>4. 女性外科医の労働環境整備に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	※新規設置

歯学委員会分科会の設置について

分科会等名： 歯学教育分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	今日における我が国の歯学教育は、少子高齢化の急速な進行や健康に対する情報の氾濫などに代表される社会の変化、歯学研究・歯科医療の進展に的確かつ迅速に対応する必要に迫られている。これらの問題について審議するため、第21期において「歯学教育分科会」を設置し、審議を行った。その内容を取りまとめ、「報告」として公表したが、審議期間が短かったため、教育内容やカリキュラム、教育方法などについて十分に審議されていない箇所がある。そこで、本分科会を再度設置し、他分野の教育分科会とも連携し、21世紀の歯科医学及び歯科医療を発展させるのに不可欠な歯科医学教育に関する審議を行うことを目的とする。また、将来の歯科医学を背負う人材の育成も目指すための方策についても検討する。
4	審議事項	1. 臨床基礎実習、臨床実習、並びに関連医学教育の配分等、歯学教育カリキュラムのあり方に係る審議に関すること 2. 卒後臨床研修との関係に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 平成23年11月16日～平成26年9月30日
		常設
6	備考	※新規設置

環境学委員会・地球惑星科学委員会合同
IGBP・WCRP・DIVERSITAS 合同分科会の設置について

分科会等名：IGBP・WCRP・DIVERSITAS 合同分科会

1	所属委員会名	○環境学委員会 地球惑星科学委員会
2	委員の構成	40名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>ICSU傘下の地球環境変化研究の国際プログラムである IGBP (International Geosphere Biosphere Programme)、WCRP(World Climate Research Programme) および DIVERSITAS(International Programme of Biodiversity Science)は現在、国際的に連携強化が ICSU を中心として進められている。これらの3つのプログラムに関連した国内での活動の連携強化を図るために、合同分科会とする必要がある。なお、この分科会は、環境学委員会との合同として設置する。</p> <p>なお 21 期では、IGBP・WCRP 合同分科会として進め、DIVERSITAS はその下の小委員会であったが、国際的には ESSP(Earth System Science Partnership)として横並びのプログラムであるため、その形に合わせて、3つの合同の分科会とした。なお、それぞれの邦訳は以下の通りです。</p> <p>IGBP: 地球圏生物圏国際共同研究計画 WCRP: 世界気候研究計画 DIVERSITAS: 生物多様性科学国際共同研究計画</p>
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ IGBP,WCRP,DIVERSITAS の各国際プログラムでの日本の研究体制の検討を行う。 ・ 上記3つのプログラムの国際的な連携、およびそれに関連した国内関連研究者の連携についての検討を行う。 ・ 地球環境変化研究の国内の全体的な体制についての検討を行う。関連する委員会、分科会との連携、協力を必要に応じて進める。
5	設置期間	<p>時限設置平成 23 年 11 月 16 日～平成 26 年 9 月 30 日</p> <p>常設</p>
6	備考	※IGBP・WCRP 合同分科会下にあった DIVERSITAS 小委員会を再編統合するもの。

環境学委員会分科会の設置について

分科会等名：都市と自然と環境分科会

1	所属委員会名	環境学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>環境学委員会では地球社会の自然環境・社会環境・文化環境の持続性のために、それぞれ生物・生活・景観の多様性が不可欠で、そのための具体的な行動が重要と考えている。</p> <p>人工巨大都市東京には、国分寺崖線や多摩川など自然的緑地、上野公園、皇居、日比谷公園、御苑、神宮内外苑など歴史的緑地が、広域緑地回廊を形成し、生物生息や環境改善に寄与してきた。</p> <p>本委員会は、以上のような条件にある東京都市圏の緑地の成立、成長、変化、都市圧の影響を多面的・総合的に考察すると共に、一方で神宮内外苑における自然環境調査結果を分析するなどして、より具体的な都市と自然の共生、持続的管理の条件や指針を導く。</p>
4	審議事項	<p>① 東京の都市の発達と自然的歴史的緑地形成史の検討</p> <p>② 神宮内外苑をケースとした都市環境の変化と樹林の生長・変化・影響や環境圧に伴う生物生息、生物多様性、土壌環境の変化等予測と総括にもとづく指針の作成</p>
5	設置期間	<p>時限設置 平成 年 月 日～平成 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	※新規設置

物理学委員会分科会の設置について

分科会等名： IAU分科会

1	所属委員会名	物理学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	IAU（国際天文学連合）を通して天文学の国際協力活動を行うための国際対応委員会。IAUは、1919年に設立された世界の天文学者が集結する世界組織で、ICSUに属する30の学術団体の一つである。2011年現在の加盟国は70ヶ国、会員は約1万名である。日本は設立当初のメンバー7ヶ国の1つであり、日本人会員は現在約600名で、米、仏に次いで第3位である。2012-15の会長は学術会議連携会員の海部宣男氏。多くの分野別コミッションにも日本人役員がいる。
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ IAU の新会員の推薦 ・ IAU の活動への協力と広報 ・ IAU の組織やルールの検討 ・ その他関連する事項
5	設置期間	時限設置 平成 年 月 日～平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 常設
6	備考	※所属希望者が多かったため、委員の構成を15名以内から20名以内へ改正するもの。

物理学委員会分科会の設置について

分科会等名： 物性物理学・一般物理学分科会

1	所属委員会名	物理学委員会
2	委員の構成	40名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>物理学が自然を認識する基本的方法であり、人類・社会のあり方に大きな力を持つことが20世紀に明確になった。21世紀には優れた物理学の知識によって人類を更に豊かにさせることが求められている。そのために21世紀の物理学の展望を見極めることが必要である。</p> <p>物理学委員会がその責務を果たすべく物性物理学・一般物理学分科会を提案する。</p> <p>当分科会では、物質や場の存在形態と発展を対象とする基礎科学の研究を進展させるために、大型プロジェクトから個人型研究までもを含む研究や体制のあり方を分析し、政策立案・提言等に資することを目的とする。教育・人材育成や社会へのアウトリーチの視野も重視し、国際的主導性を更に増すための方策も考察する。</p> <p>物性物理学・一般物理学がいままで社会に果たしてきた重要な役割を将来更に発展させることを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>1 当該研究の意義とあり方。</p> <p>2 有効な政策提言のための社会・政府行政機関との意思疎通のあり方。</p>
5	設置期間	<p>時限設置 平成 年 月 日～平成 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	※所属希望者が多かったため、委員の構成を30名以内から40名以内へ改正するもの。

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名： IGU 分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	IGUはICSU(国際科学会議)の古くからのメンバーであり、各国の国内委員会やICSUの主導するIGBPなどの国際プロジェクトとの連携を強化しつつ、地球環境研究や国際理解をはじめとする全人類的課題に精力的に取り組んでいる。わが国では平成17年9月まで、日本学術会議地理学研究連絡委員会が日本を代表して国内委員会の役割を担い、国内の関連学会・研究者がIGUの活動を通して世界の地理学の振興と人類社会への貢献に寄与するのを支援してきた。そのような国内委員会の活動を継承しつつ、新生日本学術会議の理念に沿った、社会への貢献がよく見える国際対応を具体化するのが、本分科会設置の目的である。
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. IGUと連携した国際的・国内的な地理学・地理教育の振興普及と社会貢献、および他分野との協働の推進。 2. ICSUが設置したIGBPやIHDPなどの国際研究計画への地理学サイドからの参加の促進。 3. IGUへの役員等の推薦。 4. IGUが関係する国際会議等への代表の派遣。 5. IGUが関係する国際会議等の日本への招致。 6. その他IGUの活動への協力、支援、助言、わが国からの参加の促進に関する事項。
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	※所属希望者が多かったため、委員の構成を20名以内から25名以内へ改正するもの。

地球惑星科学委員会分科会の設置について

分科会等名： INQUA 分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>国際第四紀学連合 (INQUA) は、1928年に設立された国際組織で、国際科学会議 (ICSU) に所属する学術連合の一つである。INQUA は地球の歴史の中で最も新しい第四紀の自然史と人類史を探求し、地球環境と人類の現状についての認識を深めるとともに、その未来を予測して有効な対策を検討するための実証的な基盤を確立することを目的としている。第四紀学は地球惑星科学を中心に、工学、生命科学、歴史考古学などを総合して極めて高い学際性をもつ。このため国際的にも国内的にも高いレベルの研究交流と発信を保証し連絡調整を担う組織が必要である。国際的な組織である INQUA に対応して、これまで地球惑星科学委員会国際対応分科会 INQUA 小委員会が日本を代表して日本の第四紀学の推進に努めてきた。INQUA 分科会を新たに設置する目的は、新しい学術会議の理念に則った国際対応活動を一層発展させて、グローバルな視点から第四紀環境変動の理解の促進に貢献することと、日本・アジア地域の第四紀研究を推進して研究成果の交流と発信を活性化することにある。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. INQUA と連携した国際的および国内的な第四紀学の振興、普及および社会貢献に関する事項 2. INQUA に関する役員等の推薦、国際会議等への代表の派遣、国際会議等の日本への招致に関する事項 3. 国際的キャンペーン・共同研究企画 (国際惑星地球年等) への対応に関する事項 4. その他 IGU の活動への協力、支援、助言、わが国からの参加の促進に関する事項
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	※所属希望者が多かったため、構成を 10 名以内から 20 名以内へ改正するもの。

地球惑星委員会分科会の設置について

分科会等名： 地球惑星科学大学教育問題分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員または連携会員
3	設置目的	現在の日本の状況を鑑み、地球惑星科学分野の大学教育のあるべき姿を議論する。とりわけ、基礎科学と応用科学の比重、応用科学の内容の配分の望ましい姿を議論する。 あるべき姿にもとづき、あるべき教育の体系を策定する。地球惑星科学分野は、地球惑星物理、地質学・岩石鉱物学・地球化学、地理など、多様な分野を含み、教育体系そのものの編成が大学ごとに多様であり、それらをどのように体系づけるかが重大な課題となる。
4	審議事項	(1) 日本の大学における地球惑星科学分教育のありかたを議論する (2) 日本の大学における地球惑星科学教育課程の編成の方法・仕組みを議論する
5	設置期間	<u>時限設置</u> 平成23年11月16日～平成26年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：E-サイエンス・データ中心科学分科会

1	所属委員会名	情報学委員会
2	委員の構成	25名以内会員又は連携会員
3	設置目的	<p>情報通信技術の飛躍的発展によって、経験科学、理論科学、計算科学に続く第4の科学ともいわれる新しい科学・技術の方法論として、「E-サイエンス」あるいは「データ中心科学」が確立しつつある。この新しい方法論は、時々刻々取得される大量・大規模の実データやサイバー情報をフルに活用して学術研究や社会への応用を飛躍的に発展させようとするものであり、21世紀の社会的課題の解決には不可欠な方法的基盤である。</p> <p>本分科会は、センサリング、大量・大規模データの取得・組織化、データマイニング、モデリング、予測とシミュレーション、高速ネットワークや電子コンテンツを含む計算リソースからなる情報基盤の在り方、研究プロセスの高度化など、E-サイエンスやデータ中心科学の確立に関連する様々な取組を俯瞰し、学術会議としての推進の在り方を検討・提言する。</p>
4	審議事項	<p>(1) E-サイエンス・データ中心科学の展望</p> <p>(2) E-サイエンス・データ中心科学推進の方策</p> <p>(3) 社会に対する役割と貢献</p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	<p>※前期までの「E-サイエンス分科会」、「大量実データの利活用基盤分科会」の二つ分科会における活動を再編・統合し、新たな分科会とするもの。</p>

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：情報科学技術教育分科会

1	所属委員会名	情報学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>情報科学技術は社会のあらゆる分野に浸透し、いわば現代社会の神経系となっており、グローバル社会や国家の秩序形成を支えている。情報科学技術に関して、社会を形成する個人が持つべき基本的な知識や技能を普及することは、国家の基幹教育として極めて重要な意義を持つ。特に、電子政府等の社会制度に関わる技術を民主主義国家へ導入するためには、国民全体の情報科学技術に関する知識レベルの向上が不可欠である。</p> <p>平成15年度に高等学校の教科「情報科」が始まって以来10年近くが経過し、少ない単位数のなかでさまざまな工夫が行われているが、いまだに大学入試センター試験にも導入されていない。また、高校だけでなく中学における情報科の設置への要望も高まっている。情報科の拡充だけでなく、他教科との連携の中で情報教育を浸透させることも国家の将来を支える人材を育てるうえで重要である。</p> <p>また、成人に対する情報科学技術の教育活動も、「科学技術の智」等の科学技術リテラシー教育の一環として、定着・拡充して行かなければならない。たとえば、ソーシャルメディアの急激な普及に対して、すべての国民が適切な情報リテラシーを有すべきことは明白であろう。国民全体の情報科学技術に関する知識レベルを向上させる中で、情報科学技術の専門家の位置づけを問い直すことも重要と考える。</p>
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ センター入試への情報科の導入 ・ 中学における情報科の設置 ・ 情報分野における高大連携 ・ 成人に対する情報科学技術リテラシー教育 ・ 情報分野における技術者教育・認定制度
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	<p>前期までの情報関係教育問題分科会の活動を継続し、さらに拡充を図る観点から申請するものである。</p> <p>※新規設置</p>

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：ソフトウェア工学分科会

1	所属委員会名	情報学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>ネットワーク化、クラウド化、サービス化が大規模に進むなかソフトウェアは、ますます多様な機能を短納期、高品質で提供することが求められている。そのため、個々の要素技術のイノベーション以上に全体システムの開発プロセスと開発環境のイノベーションが国際競争力を決める鍵となっている。この課題を扱うのが、ソフトウェアの生産性や品質などの観点からイノベーションに取り組むソフトウェア工学である。日本では、SECなどを中心として産官学で連携し、研究と実践活動を地道に続けてきているが、今後さらに大きな飛躍が求められる。</p> <p>近年、情報システムのみならず組込ソフトウェアの分野でも総合的なソフトウェア工学の研究が始まり、最近ではグローバルな水平分業体制でのソフトウェア開発にも新たな手法が適用され始め、飛躍的な生産性・品質の向上とともに短納期化を目指している。</p> <p>本分科会は、産官学を統合した幅広い視点で審議を行い、世界に展開できるソフトウェア工学の研究と実践の方向を提言する。</p>
4	審議事項	開発プロセス・開発環境のイノベーションに関するソフトウェア工学分野の課題整理とその解決に向けての方策を審議する。
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	<p>情報学分野の基盤をなす「ソフトウェア」に関する基幹分科会として新設を申請するものである。</p> <p>※新規設置</p>

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：ユビキタス状況認識社会基盤分科会

1	所属委員会名	情報学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>ユビキタスコンピューティングとは、遍在的にコンピュータ要素を環境中に組み込むことにより「いつでも、どこでも、誰でも」コンピュータの情報処理能力を利用できるようにする技術体系のことを指す。それによって目指すのは、状況に応じた最適化サービスの提供であり、経済社会の根幹をなす物やサービスの流通、地域の安全・安心、地域密着型のきめ細かい公共サービス、大規模災害の迅速な対応など、国民生活や活動において大きな改革をもたらすことが期待されている。</p> <p>このような実空間と仮想空間が一体となる環境の実現は、技術的にはすぐそこに見えているといえるが、応用や組織を超えた真の意味での実現のためには、物の属性情報と時空間情報を統合した状況情報（ユビキタス空間情報）の土台となるオープンでユニバーサルな情報社会基盤を確立する必要がある。</p> <p>本研究分科会では、このようなユビキタス社会の要となるユビキタス状況認識社会基盤の在り方について、関連研究分野の広い連携を得つつ、3.11以降の社会的課題や学問的要請も十分に考慮しながら、産官学を越えた俯瞰的な情報学の観点から審議を行い、それに基づき社会的な提言を行うことを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>(1) 複数の識別体系、空間・時間参照系の連携を可能とする基盤の実現</p> <p>(2) 場所定義とその識別子を明示的に付与することを推進する法体系の整備</p> <p>(3) 時空間情報を利用する情報検索基盤技術の開発と実装の促進</p> <p>(4) 日本発のイノベーション技術として国際標準化の推進</p> <p>(5) 物・場所の属性情報の信頼性やプライバシーの担保のための社会的制度等</p>
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	<p>前期までの審議活動をさらに発展させ、特に、空間と物の両方を認識するための基盤構築を目指す観点から分科会名も更新し、新たな視点からの審議を行う。</p> <p>※新規設置</p>

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：ITメディア社会基盤・震災時メディアアーカイブ分科会

1	所属委員会名	情報学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>現在、ウェブ技術は、日常生活においても、ビジネスにおいても、不可欠なメディアへと進化しつつある。サーチエンジンの目覚ましい技術革新により裾野を爆発的に広げたウェブは、いまやTwitter や FaceBook に代表されるソーシャルネットワークサービスにより、社会コミュニティの形成に大きな役割を果たすまでになってきている。また、東日本大震災時においては、ウェブは、携帯電話が機能しないなかで情報伝達メディアとして重要な役割を果たした。</p> <p>このような状況を顧みたとき、ウェブ・メディアは一つの技術分野にとどまる話ではなく、「ITメディア社会基盤」として、法制度も含めた今後のあるべき姿を論じる必要がある大きな社会課題といえる。また近年、HEMS (Home Energy Management System)データの取り扱いに見られるようにモノが情報を発信する時代となり、しかもその取扱いが個人情報と強く関連することが頻繁に生じている。サイバーフィジカルシステムにおいては、これらの課題を避けて通ることができず、本分科会で検討する。</p> <p>第20期においては、ウェブアーカイブの重要性について「記録」として取りまとめたが、著作権法改正は限定的なものにとどまっており、現時点においてもアーカイブの正当性は未だグレーな状況にある。一方で、2011年3月11日における震災情報は後世のためには正確な保存が望まれるところでもある。</p> <p>本分科会では、東日本大震災を後世に伝えるとともに、災害の全体像をとらえ、分析し、今後の対策を検討するためにも、震災時メディアアーカイブを社会的責務と考え、検討・提言を行う。</p>
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ITメディアの社会に与える影響の分析 ・ あるべき社会基盤への発展戦略の提言 ・ 東日本大震災の記録類のアーカイブと利用方針に関する検討・提言
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	<p>第20期・21期におけるウェブ・メディア社会基盤分科会の活動をさらに拡充することを目指すものである。</p> <p>※新規設置</p>

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：環境知能分科会

1	所属委員会名	情報学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>情報技術の活用により可能となる社会システムのデザインと、その際に必要とされる知的機能の構成方法を検討する。認知（五感、脳計測、学習など）、エージェント（知識、意図、計画、行為など）、インタラクション（会話、手話、ジェスチャー、身体性など）の理論や技術を背景として、人々の生活や環境に貢献する。</p> <p>具体的には、サイバーフィジカル、集合知、デザイン、サービス工学、QOLなど環境知能と近接する概念を含めて議論を深め、その上で、在宅医療、障害者・高齢者支援、減災・復興、食、BOP、芸術・文化、エンターテイメントなど社会が求めるテーマを取り上げ、環境知能の活用を模索する。</p> <p>本分科会はこの議論を通じ、環境知能の研究推進を提言することを目的とする。</p>
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報学のフロンティアとしての環境知能の技術・理論・応用に関すること ・ 例えば、災害時に迅速で有用な情報伝達を可能とする環境知能など、個別の応用課題に関すること
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	<p>情報学のフロンティアとしての「環境知能」に関する審議をする分科会として新設を申請するのである。</p> <p>※新規設置</p>

情報学委員会分科会の設置について

分科会等名：安全・安心社会と情報技術分科会

1	所属委員会名	情報学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>情報システム・情報インフラのセキュリティとディペンダビリティを保持することは喫緊の課題であるが、これらは従来独立に研究開発されてきた。日本学術会議においては両分野を融合し新たな社会情報基盤を構築することを目指し、セキュリティ・ディペンダビリティ分科会を設置し、提言の作成やシンポジウムの開催など、多様な活動を展開してきた。</p> <p>情報社会基盤の普及は我々の経済活動の効率を大幅に改良したが、詐欺サイト・ウイルスメール、銀行勘定系のシステムダウン、個人情報流出問題などの社会全体に及ぼす影響も大きく、さらなる情報インフラの安全性・信頼性の確保は重要な課題といえる。また、高度情報化では大量の電子化されたデータの処理であるデータマイニングの経済、社会、科学技術の発展への大幅な寄与が期待されているが、そのデータの完全性の確保は必須技術である。さらに、2011年3月の東日本大震災では、情報システムの一つであるソーシャルメディアが安全確保や安否確認のインフラとなり、情報システムの重要性が再認識された。一方、医療や住民基本台帳などは電子化されているにもかかわらず、その震災で紛失したデータ修復に多大な時間・労力を要し、情報社会基盤の可用性の重要性もあらためて認識された。</p> <p>このような高度情報化社会において、セキュリティ・ディペンダビリティ両分野で要素技術を磨き上げるとともに、これらの融合、土木・建築・電力・ガスなどの社会基盤技術との連携、法律、社会制度、経済、心理などを総合した検討が必要である。本分科会では、このような広い観点から、日本学術会議として検討すべき課題の抽出・分析を行うとともに、この分野のあり方に関する意見を交換し、政策や技術開発、更には社会制度や初等・中等教育等に関する提言を行う。</p>
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の安全・安心に必要な情報科学技術に関する分析と方向性の提示 ・ 安全・安心情報社会に関わる新たな融合学術分野の分析と方向性の提示 ・ その他、本分野の推進に関する課題の抽出、提言
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常設</p>
6	備考	<p>前期までのセキュリティ・ディペンダビリティ分科会の活動を継続し、さらに発展させるものである。</p> <p>※新規設置</p>

総合工学委員会分科会の設置について

分科会等名：未来社会と応用物理分科会

1	所属委員会名	総合工学委員会
2	委員の構成	50名以内の会員又は連携会員
3	設置の必要性	<p>21世紀の安全・安心で環境に優しい社会を創り出すためには、これまで科学技術の基盤を担い、中核的な学問分野であった応用物理をめぐる新たな課題について検討し直すとともに、中長期の展望を掲げながら当該分野の推進を目指していくことが求められている。総合工学委員会は複数の工学分野から構成されており、その複眼的・学際的アプローチを十分に活かすことで、以上の目標を達成することが可能となる。物理を研究活動の切り口に持つ応用物理は、化学などを含めた基礎科学の礎であり、同時に全ての工学の学術的な基盤ともなっている。このことを再認識し、未来社会を見据えながら具体的な課題について、柔軟で機動的な分野横断的な掘り下げと取り組みを、現在我が国が置かれている経済社会状況やグローバルな観点から行うため、分科会を設立する。</p> <p>本分科会は、科学技術の中核的な学問である応用物理分野の研究開発のあり方について検討し、未来社会へ向けた強化策と関連する新たな融合分野の創成について広く議論し、応用物理分野の将来ビジョンを明らかにする。また、研究成果を有効に活用し、世界レベルに発展させていくために、産学連携による研究協力体制のあり方についても電気電子工学委員会、情報学委員会などと緊密に連携しながら検討していくこととする。</p> <p>同時に、発展性のある基盤構築に向けて、次世代を担う人材の育成・教育について産学協同で検討する場を設けることも視野にいれ、課題の検討を行い、最終的には包括的提言を行うことを目指している。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 未来社会を展望し、応用物理関連分野の連携・融合による研究開発強化と新たな創成へ向けた将来ビジョンの検討 2. 産学連携による研究協力のあり方の検討 3. 発展性のある基盤構築のための教育と人材育成の具体的検討 4. 提言およびまとめ
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/> 常設</p>
6	備考	※ 所属希望者が多数であったため、委員の構成を40名以内から50名以内に改正するもの。

電気電子工学委員会分科会の設置について

分科会等名：URSI 分科会

1	所属委員会名	電気電子工学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>電波科学の国際的な連絡とその発展を推進することを目的として、1922年に国際電波科学連合(International Union of Radio Science:URSI)が設立された。URSIは国際科学会議(ICSU)に属する分野別国際学術団体(ユニオンメンバー)のひとつである。URSIの傘下には電波科学のあらゆる分野をカバーする10のCommissionが設置されており、各々のCommissionで当該分野に関する活発な活動が展開されている。</p> <p>電気電子工学委員会 URSI 分科会の設置目的は、国際対応分科会として、わが国における電波科学分野の研究者・技術者を代表して URSI 本部が行う各種の活動に積極的に参加し、電波科学に関する国際連携・国際協力に貢献することである。URSI 分科会の主な活動は、3年毎に世界各地で開催される URSI 総会への各種対応、日本の主導によって平成13年(2001年)からアジア・太平洋地域で3年毎に開催されているアジア・太平洋電波科学会議への各種対応と協力、並びに国内外における URSI 関連の活動である。これらの活動を通じて、我が国における電波科学及び関連分野の発展にかかる政策提言を行う。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. URSI 本部並びに URSI 総会への各種対応 2. アジア・太平洋電波科学会議への各種対応と協力 3. URSI 分科会の活動に関する将来構想の策定 4. 国内外における関連の学協会との連携、協力 5. 電波科学分野の研究・教育のあり方に関する検討 6. 産学連携による研究協力のあり方に関する検討 7. 若手研究者の育成とそのため環境整備に関する検討 8. 政策提言と総括
5	設置期間	<p>時限設置 年 月 日～ 年 月 日</p> <p>常 設</p>
6	備考	※ 所属希望者が多数であったため、委員の構成を23名以内から25名以内に改正するもの。

土木工学・建築学委員会分科会の設置について

分科会等名： 土木工学・建築学企画分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	土木工学・建築学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>土木工学・建築学委員会の運営および活動を円滑に進めるために、会員、分科会代表者及び複数の連携会員からなる「土木工学・建築学企画分科会」を設置する。本分科会は、土木工学・建築学の学術分野を俯瞰しつつ、土木工学・建築学委員会及び関連する分科会、小委員会、シンポジウム等に関する事項を審議・決定するとともに、委員会が関わる諸活動を推進することに責任を持つ。</p> <p>なお、委員全員が出席する土木工学・建築学委員会の全体会議は、年1、2回開催し、委員会全体の活動に関する報告・審議を行う予定である。</p>
4	審議事項	土木工学・建築学委員会及び関連する分科会、小委員会、シンポジウム等の活動に関すること
5	設置期間	常設
6	備考	※新規設置

材料工学委員会分科会の設置について

分科会等名：バイオマテリアル・ナノテクノロジー分科会

1	所属委員会名	材料工学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>21世紀になり、ナノテクノロジー、ドラッグデリバリーシステム (DDS)、イメージング、再生医療など、診断・治療の先端医療分野の発展に注目が集まっている。しかし、従来のアカデミアを中心とするタテ型のシステムではこの新しい流れに必ずしも十分に対応することができない。</p> <p>とくに、ナノテクノロジーを駆使して作られた超微粒子、高分子ミセル、バイオコンジュゲイト、標的性薬物送達、イメージング、工学的組織・臓器などが開発されつつあり、このシーズを DDS、再生医療、ナノメディシンの診断と治療の具体的なニーズに繋ぐ仕組み作りが必須である。これを実現する新しい産学官の体制を考えて行くことは重要である。</p>
4	審議事項	<p>材料工学、表面科学、ナノテクノロジーと薬学及び医学の横断的な連携を具体化する施策を立案する。理工学、薬学及び医学の効果的な共同あるいは融合の教育・研究促進のプログラムを考える。これにより、世界に先駆けて、21世紀型の先端医療を提案し、それを実行するためのアカデミアの体制及び産学連携の在り方を検討し、実行に向けた活動を促進する。</p>
5	設置期間	<p>時限設置 平成23年11月16日～平成26年9月30日</p> <p>常設</p>
6	備考	<p>活動状況によって延長を検討。</p> <p>※バイオマテリアル分科会であったものをバイオマテリアル・ナノテクノロジー分科会に名称変更するもの。</p>

7	
幹事会	140

提 案

国際委員会運営要綱の一部改正について

- 1 提案者 国際委員会委員長
- 2 議 案 国際委員会運営要綱について別紙のとおり一部改正すること。
- 3 提案理由 分野別委員会運営要綱の一部改正に伴い国際委員会運営要綱を一部改正する必要があるため。

国際委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表1				別表1			
分科会	調査審議事項	構成	備考	分科会	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
IGBP分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画（IGBP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	<u>環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会と兼ねる</u>	IGBP分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画（IGBP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	<u>環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会と兼ねる</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
WCRP分科会	気候変動国際共同研究計画（WCRP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	<u>環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP・DIVERSITAS合同分科会と兼ねる</u>	WCRP分科会	気候変動国際共同研究計画（WCRP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	<u>環境学委員会・地球惑星科学委員会合同IGBP・WCRP合同分科会と兼ねる</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則 この決定は、決定の日から施行する。

8	
幹事会	140

提 案

分野別委員会における委員会等委員の決定について

- 1 提案者 第一部長、第二部長、第三部長
- 2 議 案 分野別委員会における委員会等委員について別紙のとおり決定すること。(189件)
- 3 提案理由 分野別委員会における委員会等委員の決定をする必要があるため。

9	
幹事会	140

提 案

部が直接統括する分野別委員会合同分科会の設置について

- 1 提 案 者 第一部部長
- 2 議 案 下記の、部が直接統括する分野別委員会合同分科会（第一部福島原発災害後の科学と社会のあり方を問う分科会）を別紙設置提案書のとおり設置すること。
- 3 提案理由 部が直接統括する分野別委員会合同分科会（第一部福島原発災害後の科学と社会のあり方を問う分科会）の設置を行う必要があるため。

記

第一部福島原発災害後の科学と社会のあり方を問う分科会

部が直接統括する分野別委員会合同分科会の設置について

合同分科会の名称： 第一部福島原発災害後の科学と社会のあり方を問う分科会

1	担当部及び関係委員会名	第一部
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	福島原子力発電所の事故による災害は、科学者に対する社会の信頼を大きく揺るがすことになった。科学技術の安全性の主張が揺らいだということだけではなく、政治的な意図や経済的利害関係に対して科学が自立性を確保することができていたのか、事故前も事故後も科学者は社会に適切な情報を提供し市民からの問いかけに応じることをなしたのか等の疑問も投げかけられてきている。専門家が社会から托された役割は何であり、専門家として関わらざるをえないが専門を超えた問題領域にどう関わるべきなのかといった問題も問われている。これら科学と社会の関係に関わる問題は、日本の科学者を代表する機関である日本学術会議の科学者自身によって問いなおされるべき問題だが、本分科会は人文社会科学の側に力点を置きつつそのための基礎作業を行う。
4	審議事項	1. 福島原発事故により科学者の社会的信頼はなぜ揺らいだのか 2. 科学の専門領域を超えた問題にどう取り組むのか 3. 科学者と市民との関わりのあり方について 4. 科学者と政治との関わりのあり方について 5. この問題に関わる日本学術会議の役割は何かに係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	

10	
幹事会	140

提 案

大学教育の分野別質保証推進委員会設置要綱の一部改正について

- 1 提案者 大学教育の分野別質保証推進委員会委員長

- 2 議 案 別紙のとおり大学教育の分野別質保証推進委員会設置要綱を一部改正すること。(学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会の設置期間の延長)

- 3 提案理由 大学教育の分野別質保証推進委員会における学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会は、審議の経過に伴い、新たに、各国の学位制度についての調査を行う必要性や、親委員会で行われている参照基準の策定の審議と併せて分科会の審議を深める必要性が強く認識されたため、親委員会の設置期限である平成26年3月31日まで当該分科会の設置期間を延長することとしたいため。

大学教育の分野別質保証推進委員会設置要綱（平成23年6月23日日本学術会議第127回幹事会決定）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
(略) (分科会) 第5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。				(略) (分科会) 第5 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。			
分科会	調査審議事項	構成	設置期限	分科会	調査審議事項	構成	設置期限
学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会	学位に付記する専攻分野の名称の在り方に関すること	20名以内の会員又は連携会員	<u>平成26年3月31日</u>	学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会	学位に付記する専攻分野の名称の在り方に関すること	20名以内の会員又は連携会員	<u>平成23年12月31日</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略) 第6 (略)				(略) 第6 (略)			

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

11	
幹事会	140

提 案

大学教育の分野別質保証推進委員会における分科会委員の決定について

- 1 提案者 大学教育の分野別質保証推進委員会委員長
- 2 議 案 大学教育の分野別質保証推進委員会における分科会委員を下記のとおり決定すること。(1件)
- 3 提案理由 大学教育の分野別質保証推進委員会における分科会委員を決定する必要があるため。

記

○委員の決定 (追加 1件)

(大学教育の分野別質保証推進委員会 経営学分野の参照基準検討分科会)

氏 名	所属 ・ 職名	備 考
西尾 チヅル	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授	連携会員

12	
幹事会	140

提 案

高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会の設置、設置要綱案の決定及び委員の決定について

1 提案者 会長

- 2 議 案
- (1) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会を置くこと。
 - (2) 高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会設置要綱について、別紙のとおり決定すること。
 - (3) 高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会の委員について、別紙のとおり決定すること。

- 3 提案理由
- (1) 別紙設置提案書のとおり
 - (2) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として提案した委員会の設置に当たり、設置要綱を定める必要があるため。
 - (3) 高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会の委員を決定するため。

平成 23 年 11 月 16 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者 会長
- 2 委員会名 高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会
- 3 設置期間 平成 23 年 11 月 16 日(幹事会承認日)から平成 24 年 7 月 31 日まで
- 4 課題の内容

(1) 課題の概要

我が国の原子力政策において、高レベル放射性廃棄物の処分の最終処分計画に沿った事業推進は重要な課題である。国の原子力施策の要である原子力委員会では、同委員会の政策評価部会報告「原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方に関する評価について」において、「学会等、第三者的で独立性の高い学術的な機関に対して意見を求めることにより、国民が信頼できる科学的知見に基づく情報の提供等が行われること」を指摘してきており、いわゆる原子力政策や原子力事業に携わる組織ではなく、第三者的で独立性の高い学術的な機関による意見を求めることの重要性が指摘されている。

また、高レベル放射性廃棄物の地層処分の技術的信頼性についても、新たな技術が開発されてきており、上記政策評価部会報告において、第三者評価の必要性が指摘されている。

このような状況の下、原子力委員会委員長より、「高レベル放射性廃棄物の処分の取組における国民に対する説明や情報提供のあり方についての提言のとりまとめ」の審議依頼が日本学術会議会長に対してあった。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

平成 22 年 9 月 16 日に「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会」を設置し、審議を進めてきた。しかし、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生したことにより日本の原子力政策が流動化したこともあり、第 21 期期間中には審議が終了しなかった。具体的には、第 21 期の「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会」では、日本の政策の現状、市民活動の視点からの問題点、地球科学的な視点からみた深地層処

分とその問題点、カナダの高レベル放射性廃棄物処分に関する国民的合意形成課程、等について専門家からヒアリングを行う等、調査審議を行ってきたが、以下のような点が検討事項として残り、原子力委員会への回答には至らず、第 21 期での審議結果を第 21 期記録「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会中間報告書」として残すとともに、科学と社会委員会に状況を報告した。

- ・高レベル放射性廃棄物の処分に関しては、現行法の枠組みに無理があることを強調すべきであり、NUMO という組織の存在理由に限界があることを指摘すべきである。

- ・専門的見地からする地層処分可能な地域マップをどのような機関が責任を持ってやるのか。処分や選定の手続きについても明らかにすべきである。

- ・将来世代に対する公平性の問題や、将来的なエネルギー政策との関連について専門家のヒアリングが必要である。

- ・放射性廃棄物の処分の必要性について国民的理解を得ること、そして処分場の必要性の理解を地域住民レベルで得ること、の重要性があること。

科学と社会委員会では、「第 21 期の審議結果を踏まえ、引き続き検討を進める」ため、「委員会の設立、構成員等を早期に検討」することが第 22 期への報告としてされ、これを受けた幹事会においても科学と社会委員会のこの取り扱い結果を「考慮する」こととしている。

そこで、第 21 期記録をもとに更に審議をすすめ、原子力委員会への回答を取りまとめることとする。

(3) 日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告等の有無

全般的には、日本学術会議主催公開講演会「高レベル放射性廃棄物の処分問題解決の途を探る」（平成 22 年 6 月 4 日）を開催している。

また、高レベル放射性廃棄物の埋設処分技術に関しては、以下の 3 つの対外報告の中で取り上げられている。

- 第 18 期：荒廃した生活環境の先端技術による回復研究連絡委員会により「放射性物質による環境汚染の予防と環境の回復」（平成 15 年 5 月 20 日）

- 第 18 期：原子力工学研究連絡委員会 エネルギー・資源工学研究連絡委員会核工学専門委員会 「人類社会に調和した原子力学の再構築」（平成 15 年 3 月 17 日）

- 第 19 期：荒廃した生活環境の先端技術による回復研究連絡委員会 放射性物質による環境汚染の予防と回復専門委員会により「放射性物質による環境汚染の予防と回復に関する研究の推進」（平成 17 年 3 月 23 日）

さらに、高レベル放射性廃棄物処分の取組における国民に対する情報提供に関しては、今期、日本の展望委員会個人と社会分科会の提言「現代における《私》と《公》、《個人》と《国家》——新たな公共性の創出」（平成 22 年 4 月 5 日）の中で、「公共事業」における《公》と《私》——合意形成の新たな試み」として公共事業の合意形成の在り方が提言されている。

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

我が国の機関からは、以下のような報告書等が出されている。

- 「原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方の評価について」(2008年9月2日原子力委員会政策評価部会)
- 「放射性廃棄物小委員会 報告書中間取りまとめ」(2007年11月1日総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会)
- 「放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ中間とりまとめ」(2009年5月22日総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ)

また、全米科学アカデミー(NAS)の地球・生命研究部門(Division on Earth & Life Studies)の原子力・放射線研究委員会(Nuclear and Radiation Studies Board)で、以下のような報告書が出されている。

- Disposition of High-Level Waste and Spent Nuclear Fuel: The Continuing Societal and Technical Challenges (2001年)
- ONE STEP AT A TIME, The Staged Development of Geologic Repositories for High-Level Radioactive Waste (2003年)

(5) 各府省等からの審議要請の有無

平成22年9月7日に、原子力委員会 近藤駿介 委員長から日本学術会議会長宛の、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組みについて」と題する審議依頼を受け取った。(別紙)

5 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

前期委員会の委員(会員、連携会員)を基本とする。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数(各部別の委員概数を含む)

すべての専門分野。

各部会員2~3名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計20名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

前期の記録をもとに、平成24年7月頃までに報告書を取りまとめることを目指す。

6 その他課題に関する参考情報

原子力委員会では、新たな原子力政策大綱の策定を目指して、平成22年11月に「新大綱策定会議」を設置し、東京電力福島第一原子力発電所事故収束に向けた取組等を踏まえた審議を行っている。

第21期の日本学術会議の記録としては以下のものがある。

第21期記録「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会中間報告書」

第21期記録「高レベル放射性廃棄物の処分問題解決の途を探る」

2.2府政科技第589号
平成22年9月7日

日本学術会議会長
金澤 一郎 殿

原子力委員会委員長
近藤 駿

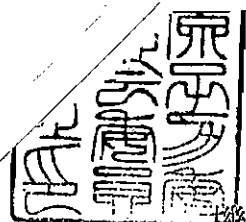


高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組みについて（依頼）

高レベル放射性廃棄物の処分に関しては、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく基本方針及び最終処分計画に沿って、関係行政機関や実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）等により文献調査開始に向けての取組みが行われてきています。しかしながら、文献調査開始に必要な自治体による応募が行われない状況が、依然として続いています。

平成20年9月に当委員会の政策評価部会は、「原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方に関する評価について」と題する報告書を取りまとめ、当委員会はこれを妥当と判断しました。同報告書は、関係行政機関等の取組は適切とした上で、国民の信頼確保や国民との相互理解活動などの進め方について留意すべき事項を示しています。

このうち、高レベル放射性廃棄物の処分の取組みの進め方については、国に対しては、「（高レベル放射性廃棄物の）処分場の閉鎖に至るまでの幾つかの段階を進めるためには、各段階においてその時代の最新の知見等により国が安全の確認を行うように設計されていること」や、「処分場の立地は、国民全体に利益をもたらすので、立地に取り組む地域には利益の衡平の観点から合理的な範囲で、当該地域の持続可能な発展に資する地域自らが発案する取組に国民が協力していくこと」について、「国民に対して十分な説明を行う」こととした上で、「諸決定が公開で行われ、そこで多様な意見が議論されるように工夫すべきです。また、原子力委員会や関係行政



機関等は、学会等、第三者的で独立性の高い学術的な機関に対して意見を求めること等により、国民が信頼できる科学的知見に基づく情報の提供等が行われることについて検討していくべきです」としています。

また、NUMOに対しては、「安全な処分の実施に係る技術的信頼性に関する技術報告を取りまとめ、学会等、第三者的で独立性の高い学術的な機関の評価を得て公表する」べきとしています。

こうした状況を踏まえ、原子力委員会は、高レベル放射性廃棄物の処分の取組及びそのことに関する国民との相互理解活動のあり方に関して、技術的事項のみならず社会科学的な観点を含む幅広い視点から検討することが重要であることを改めて認識し、関係者に対してそのような取組みを求めるとともに、自らも、第三者的で独立性の高い学術的な機関に対して幅広い視点からの意見、見解を、これまで以上に積極的に求めていくこととしました。

この考え方に基づき検討した結果、上に示した報告書が検討を要請している点について意見を求める主体として日本学術会議がふさわしいと考え、貴会議に対して、高レベル放射性廃棄物の処分の取組における国民に対する説明や情報提供のあり方についての提言のとりまとめを依頼することにしました。

つきましては、貴会議におかれまして高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組みについての国民に対する説明や情報提供のあり方についてよろしくご審議の上、ご意見をくださるよう、お願い申し上げます。提言には、地層処分施設建設地の選定へ向け、その設置可能性を調査する地域を全国公募する際、及び応募の検討を開始した地域ないし国が調査の申し入れを行った地域に対する説明や情報提供のあり方、さらにその活動を実施する上での平成22年度中にとりまとめられる予定のNUMOによる技術報告の役割についての意見が含まれることを期待しています。

(以上)

高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会 設置要綱（案）

〔平成 2 3 年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 1 6 条第 1 項に基づく課題別委員会として、高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、高レベル放射性廃棄物の取組における国民に対する説明や情報提供のあり方等について、調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、2 0 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 2 4 年 7 月 3 1 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

○ 委員の決定（新規1件）

（ 高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会 ）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
今田 高俊	東京工業大学社会理工学研究科長	第一部会員
斎藤 成也	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所 集団遺伝研究部門教授	第二部会員
山地 憲治	(財)地球環境産業技術研究機構 (R I T E) 理事・所長	第三部会員
船橋 晴俊	法政大学社会学部教授	連携会員
桜井 万里子	東京大学名誉教授	連携会員
小野 耕二	名古屋大学大学院法学研究科教授	連携会員
唐木 英明	倉敷芸術科学大学学長	連携会員
小澤 隆一	東京慈恵会医科大学教授	連携会員
中西 友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	連携会員
柴田 徳思	独立行政法人日本原子力研究開発機構 J - P A R C センター客員研究員	連携会員
濱田 政則	早稲田大学理工学術院社会環境工学科教授	連携会員
矢川 元基	東洋大学計算力学研究センターセンター長・教授	連携会員
入倉 孝次郎	京都大学名誉教授・愛知工業大学客員教授	連携会員
千木良 雅弘	京都大学防災研究所教授	連携会員

13	
幹事会	140

提 案

科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会の設置、設置要綱の決定及び委員の決定について

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 提案者 | 会長 |
| 2 | 議案 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会を置くこと。 (2) 科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会設置要綱について、別紙のとおり決定すること。 (3) 科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会の委員について、別紙のとおり決定すること。 |
| 3 | 提案理由 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 別紙設置提案書のとおり (2) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として提案した委員会の設置に当たり、設置要綱を定める必要があるため。 (3) 科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会の委員を決定するため。 |

平成 23 年 11 月 16 日

日本学術会議会長殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 会長

2. 委員会名 科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会

3. 設置期間 平成 23 年 11 月 16 日（幹事会承認日）から平成 24 年 11 月 15 日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

科学・技術立国を目指す我が国において、科学・技術を担う優れた科学者の育成が極めて重要であることは言うまでもない。ここで言う科学者とは、連綿とした長い年月にわたってこの国を科学・技術の成果によって支え続ける人達のことであり、従って裾の広い科学者集団が存在して初めて、科学・技術振興を基盤とした我が国の持続的発展をみることができると確信する。その意味から、特に次世代を担う現在の若手の研究者と、次々世代を担う現在の児童・学童・学生には大きな期待がかかる。

しかるに、我が国では、幼稚園から小学校低学年頃までは植物や動物などに親しみ、自然を愛し、身の回りのできごとに興味を持つが、中学受験、高校受験、さらには大学受験の過程で、「化学」「生物」「物理」「歴史」など科目ごとに分断して勉強を続けるうちに、自然あるいは社会全体に対する興味を失い、またものごとを統合的に考える力を失ってしまう。さらに大学においても、3年生の半ばからは就職活動に専念せざるを得ず、落ち着いて勉学に励み、科学的思考を身につける時間を持つことが許されない状況に我が国の学生は置かれている。一方、アカデミアにいる若手研究者達にとってみれば、今は任期付きポストがほとんどであるので、短期間に研究成果を挙げないと次の任期付きポストに就くことができず、従って海外留学など考えられない状況であるとも言う。

これらの問題について、正確なデータに基づいて状況を把握し、日本の科学・技術の将来を担う次世代、次々世代の育成方策を検討する必要性に我々は迫られている。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

こうした現状を、日本学術会議では看過することはできない課題と考え、平成 22 年 11 月 25 日に「科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会」を設置し、「データに基づいた具体的提案」を行うための審議を進めてきた。委員会においては、初等・中等教育課程の子ども達の育成の方策、高等教育課程の学生達の育成の方策及びポストクを含む若手研究者の育成の方策について、日本学術会議を始め様々な機関が発出した提言、報告等を

分析し、様々な優れた提言がなされていながら、その実現が図れていない状況と、それを招いている多様な課題を論点として整理し、ある程度明確にした。しかしながら、その範囲は広く、その改善について意見を収集し整理するにはさらに多くの時間を要する。また、課題相互の関係性についても十分には検討できていない。このため、今後の検討の方向としては、新たなりべラルアーツを始めとした整理した論点を現在の日本の置かれている状況を踏まえ重要性を検討するとともに、相互の関係性を整理し、より効果的な改善策を公表できるよう、検討していくことが必要である。委員会では、このようなことを第21期記録「科学・技術を担う将来世代の育成方策」として取りまとめるとともに、科学と社会委員会に状況を報告した。

科学と社会委員会では、「第21期の審議結果を踏まえ、引き続き検討を進める」ため、「委員会の設立、構成員等を早期に検討」することが第22期への報告としてされ、これを受けた幹事会においても科学と社会委員会のこの取り扱い結果を「考慮する」こととしている。

そこで、第21期記録をもとに更に審議を進め、具体的な提言を取りまとめることとする。

(3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

提言「学術と産業を結ぶ基盤研究および人材育成の強化—応用物理からの提言—」(平成23年8月 総合工学委員会未来社会と応用物理分科会)

報告「大学院における高度人材育成に向けて—化学系大学院を中心として—」(平成23年3月 科学委員会高度人材育成と国際化に関する検討分科会)

等

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

「知識基盤社会を牽引する人材の育成と活躍の促進に向けて」(平成21年8月31日科学技術・学術審議会人材委員会) 等多数

(5) 各府省等からの審議要請の有無

無し。

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

前期委員会の委員(会員、連携会員)を基本とする。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

各部会員2~3名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計20名以内

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

前期の記録をもとに、平成24年11月頃までに報告書を取りまとめることを目指す。

(設置期間1年間)

6. その他課題に関する参考情報

第21期記録「科学・技術を担う将来世代の育成方策」

科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会設置要綱（案）

〔平成 23 年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、将来の科学・技術を担う、①初等中等教育課程の児童・生徒、②高等教育課程の学生、③ポスドクを含む若手研究者、の育成の方策について、調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 24 年 11 月 15 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

○ 委員の決定（新規1件）

（ 科学・技術を担う将来世代の育成方策検討委員会 ）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
木村 茂光	東京学芸大学教育学部教授	第一部会員
井田 良	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	第一部会員
山本 正幸	かずさDNA研究所所長	第二部会員
野口 伸	北海道大学大学院農学研究院教授	第二部会員
荒川 泰彦	東京大学生産技術研究所教授	第三部会員
楠岡 成雄	東京大学大学院数理科学研究科教授	第三部会員
藤田 英典	共栄大学教育学部教授・教育学部長	連携会員
内田 伸子	お茶の水女子大学客員教授・名誉教授	連携会員
青柳 正規	国立西洋美術館館長	連携会員
谷口 直之	独立行政法人理化学研究所基幹研究所ケミカルバイオロジー研究領域システム糖鎖生物学研究グループグループディレクター	連携会員
今井 浩三	東京大学医科学研究所附属病院長・教授	連携会員
片山 倫子	東京家政大学家政学部教授	連携会員
柘植 綾夫	芝浦工業大学学長	連携会員
奥村 次徳	首都大学東京大学院理工学研究科教授・理工学研究科長	連携会員
福住 俊一	大阪大学大学院工学研究科生命先端工学専攻教授	連携会員

14	
幹事会	140

提 案

研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会の設置、設置要綱の決定及び委員の決定について

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 提案者 | 会長 |
| 2 | 議案 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会を置くこと。 (2) 研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会設置要綱について、別紙のとおり決定すること。 (3) 研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会の委員について、別紙のとおり決定すること。 |
| 3 | 提案理由 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 別紙設置提案書のとおり (2) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として提案した委員会の設置に当たり、設置要綱を定める必要があるため。 (3) 研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会の委員を決定するため。 |

平成 23 年 11 月 16 日

日本学術会議会長殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 会長
2. 委員会名 研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会
3. 設置期間 平成 23 年 11 月 16 日（幹事会承認日）から平成 24 年 11 月 15 日

4. 課題の内容

(1) 課題の概要

科学・技術立国を目指す我が国において、科学・技術の推進に関わる「評価」が本格的に重視され始めたのは、千年紀を目前にしたミレニアム・プロジェクトの立ち上げの頃、つまりここ 10 年ほど前のことである。無論それまでも、当然ながら研究計画や研究成果に対する評価、大学に対する一般的な評価などは行われており、それなりに作動してきた。それに対して、本格的に「評価」の必要性が声高に叫ばれ始めたのは、恐らく経済的に下降線をたどり始めたことと関連して、大学等で行われる研究を含めて税金を使う全ての事業に関連する人たちには、納税者たる国民にその成果を説明する義務がある、という「容易には反論し難い」社会的流れが大きくなってきたことによると推測される。実際、大学評価・学位授与機構が平成 12 年に発足し、国立大学や大学共同利用機関の法人化に伴って、評価項目が細かく定められたのは数年前のことである。さらにここ数年は、トップダウンのいわゆるプロジェクト研究が増えており、それに伴って、評価は「自己増殖的」に厳しさを増していると言って良い状態である。このような「評価」の自己増殖は、今や研究者個人にも及ぶに至っており、評価する側も評価される側の双方において、評価のために膨大な時間とエネルギーが費やされる事態が生じている。このことは、研究者の研究時間の不足、担当事務官の著しい労力消費を招くばかりでなく、あまりの煩雑さのために、評価の形骸化や評価作業に携わる者の徒労感を増大させている可能性もある。

(2) 審議の必要性和達成すべき結果

こうした現状を、日本学術会議では看過することはできない課題と考え、平成 22 年 11 月 25 日に「研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会」を設置し、調査審議を行ってきたが、第 21 期期間中には未だ十分な審議が尽くされなかった。具体的には、委員会では、研究費に占める競争的資金の割合の増加により、過度に競争的環境が生み出されていることの弊害（評価の数の増加、研究資金の集中、成果が出やすい分野への移動）、学問分野や研究者の多

様性に対応した評価の不十分さ、若手研究者を励ます評価やキャリアパスとの関係の構築の必要性、評価対象や評価単位の再考の必要性 (PI の評価の重要性)、評価の支援体制の不十分さ、等が議論され、これらの論点を踏まえて、日本学術会議会員を対象としたアンケート調査を実施し、データを集計した。その結果として、

- ・ 個人評価については、若手研究者に適した評価項目・基準の設定、個人評価結果の処遇への反映 (任期付き若手研究者のテニュアトラック制度への移行など) などの必要性
- ・ 課題評価については、基盤的経費の確保、国の競争的資金制度の全体像の日本学術会議による検討、大型の研究課題やトップダウン型研究課題の詳細な評価実施、課題評価の評価項目としてポストドクの処遇・環境や若手研究者の育成効果を加味することなどの必要性
- ・ 機関評価については、評価の簡素化による負担軽減、大学等の独自性をプラス評価する方法の確立などの必要性

等が論点として整理された。今後はこの整理された論点について審議をさらに進める必要がある。委員会では、このようなことを第 21 期記録「研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会審議記録」として取りまとめるとともに、科学と社会委員会に状況を報告した。

科学と社会委員会では、「第 21 期の審議結果を踏まえ、引き続き検討を進める」ため、「委員会の設立、構成員等を早期に検討」することが第 22 期への報告としてされ、これを受けた幹事会においても科学と社会委員会のこの取り扱い結果を「考慮する」こととしている。

そこで、第 21 期記録をもとに更に審議を進め、具体的な提言を取りまとめることとする。

(3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

「評価」に関する日本学術会議からの報告書には、最近では以下のものがある。

- 1) 研究評価の在り方検討委員会対外報告「我が国における研究評価の現状とその在り方について」平成 20 年 2 月
- 2) 第 5 部報告「大学 (工学部門) の研究業績の評価について」平成 17 年 3 月
- 3) 第 1 部報告「人文・社会系の分野における研究業績評価のあり方について」平成 17 年 4 月

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無 研究開発評価システム改革の方向性について (審議のまとめ) (平成 21 年 8 月 4 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会) 等多数

(5) 各府省等からの審議要請の有無 無し。

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

前期委員会の委員 (会員、連携会員) を基本とする。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

各部会員 2～3 名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計 20 名以内

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

前期の記録をもとに、平成 24 年 11 月頃までに報告書を取りまとめることを目指す(設置期間 1 年間)。

また、現在、総合科学技術会議評価専門調査会では、評価の大綱的指針の見直し作業をおこなっており、平成 24 年 3 月頃に「研究開発評価システムの在り方に関する中間とりまとめについて」を取りまとめる計画であり、審議の成果がそれに反映されるように、本委員会でも中間的な報告を行う。

6. その他課題に関する参考情報

第 21 期記録「研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会審議記録」

研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会 設置要綱（案）

〔平成 2 3 年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 1 6 条第 1 項に基づく課題別委員会として、研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、我が国における科学・技術の評価システムを見直す観点から、研究課題、研究者個人の研究業績及び研究機関（大学、大学共同利用施設、独立行政法人等）の評価の在り方について、調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、2 0 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 2 4 年 1 1 月 1 5 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

○ 委員の決定（新規1件）

（ 研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会 ）

氏名	所属・職名	備考
白田 佳子	筑波大学大学院ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻教授	第一部会員
大沢 真理	東京大学社会科学研究所教授	第一部会員
金子 元久	独立行政法人国立大学財務経営センター教授・研究部長	第一部会員
室伏 きみ子	お茶の水女子大学理学部・大学院人間文化創成科学研究科教授	第二部会員
満屋 裕明	熊本大学大学院医学薬学研究部教授（血液内科学分野）	第二部会員
清水 孝雄	東京大学大学院医学系研究科教授・東京大学理事（副学長）	第二部会員
家 泰弘	東京大学物性研究所所長、教授	第三部会員
巽 和行	名古屋大学物質科学国際研究センター教授（センター長）	第三部会員
相原 博昭	東京大学大学院理学系研究科教授	第三部会員
今西 祐一郎	人間文化研究機構国文学研究資料館館長	連携会員
本間 研一	北海道大学大学院医学研究科特任教授	連携会員
安西 祐一郎	日本学術振興会理事長	連携会員
笠木 伸英	東京大学大学院工学系研究科教授	連携会員
馬越 佑吉	大阪大学名誉教授	連携会員
藤井 孝藏	独立行政法人宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究副所長・教授	連携会員

15	
幹事会	140

提 案

日本の経済政策の設計と具体化検討委員会の設置及び設置要綱の決定について

- 1 提案者 会長
- 2 議 案
 - (1) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として日本の経済政策の設計と具体化検討委員会を置くこと。
 - (2) 日本の経済政策の設計と具体化検討委員会設置要綱について、別紙のとおり決定すること。
- 3 提案理由
 - (1) 別紙設置提案書のとおり
 - (2) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として提案した委員会の設置に当たり、設置要綱を定める必要があるため。

平成 23 年 11 月 16 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書（案）

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 会長
2. 委員会名 日本の経済政策の設計と具体化検討委員会
3. 設置期間 平成 23 年 11 月 16 日（幹事会承認日）から平成 24 年 11 月 15 日

4. 課題の内容

（1）課題の概要

日本の経済危機が語られるようになってから既に久しい。リーマン・ショック以降の継続的な不況に対して有効な経済政策を実行できない日本の政治・経済システムの現状と、失われた 20 年と称される長期的な経済停滞と政治の混迷は、中・長期的な視野でみて紛れもない危機状況である。平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に端を発する津波による激甚な人的・物的被害と重大な原発事故は、従来からの危機に重畳する新たな危機の端緒となっている。この自然災害に対処する政策措置は、長期的・中期的な危機状況と取り組む政策設計と整合的に構想され、具体化される必要がある。深刻な不況とデフレと財政難、日本の債務の危機的な累積、少子高齢化という長期的な趨勢を考慮に入れて今回の災害への対処措置を構想して具体化する作業は、政策形成に必要な情報を正確・敏速に収集して公開する仕組みの確立と、公共的な意思決定メカニズムの慎重な再整備を要する本格的な作業である。本課題別委員会は、学術の立場から問題の整理と整合的な選択肢の提案を行うことによって、この作業に貢献することを目標とする。

（2）審議の必要性と達成すべき結果

長期的な経済停滞・中期的な不況・突発的な自然災害によって社会的に不遇な立場に置かれた人々に、的確な政策措置の設計と具体化によって民主主義社会の経済政策に相応しく対処するためには、政策の優先度の付与方法と必要な財政措置の選択方法に関して、理性的な社会的判断基準が必要とされる。このため、学術の《知》を社会に還元する方法の一つとして、政治的な意思決定プロセスに含まれる様々な矛盾を指摘して政策決定を的確で建設的な軌道に乗せること、整合的な価値判断を着実に具体化する政策のパッケージを構想して、実行可能な政策の選択肢を提言することが必要である。

また、以下の3点に留意して提言を取りまとめることにする。

- 長期的な経済停滞・中期的な不況・突発的な自然災害という日本が直面する3つの危機を統合的に視野に収めた構想であること。
- 日本学術会議がこれまでにまとめてきた提言と、基本的に統合的であること。特に、日本学術会議が主宰してきた国際コンファレンスで共通の理念としてきた持続可能性のための科学・技術という考え方との整合性は、重要である。
- 経済と社会の制度的な枠組みは、現在から将来にかけて日本の知的・物的なインフラストラクチャーを社会的資産として共有する人々の《福祉》(well-being)の改善に寄与するという意味で、社会を構成する人々の《善き生》の推進に寄与するものであること。

(3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

- 経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために(平成21年(2009年)6月25日 社会学委員会経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会)
 - 経済学分野の展望(平成22年(2010年)4月5日 経済学委員会)
 - 政治学分野の展望 ―グローバル化時代の市民社会を創造する政治学―(平成22年(2010年)4月5日 政治学委員会政治学展望分科会)
- 等

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無
なし

(5) 各府省等からの審議要請の有無
なし

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

本件設置提案が了承された後に、会長から各部に対して委員の推薦を依頼する。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

各部会員2~3名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計20名以内

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会の活動は、3段階で進める計画である。

- ① 我々が直面する危機の実相に関して委員会のメンバーが共有すべき理解を明確にするために、主として人文・社会科学の研究者による危機の実相報告を巡る議論を重ねる。
- ② マクロ経済政策の有効性を巡る議論の現段階、世代間の衡平性に関する経済学および生命科学の議論の現段階、将来世代に対する現在世代の義務に関する人文・社会科学と自然科学の知見の交換、緊急な政策課題に関する公共政策の設計のための公共的意思決定メカニズムの在り方に関する意見交換、地震、津波、原発事故の経験を踏まえた安全科学の現状認識と将来の政策課題など、委員のディシプリンを反映

する問題提起と相互の意見交換をする。

- ③ 提言の骨格に関する共同討議を踏まえて、分担執筆と他のメンバーのコメントとの往復運動を行って、最終提言への収束を図る。

6. その他課題に関する参考情報

－持続可能な福祉を求めて－持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議
2008 - In Search of Sustainable Well-Being - International Conference on Science
and Technology for Sustainability 2008 (平成 20 年 (2008 年) 9 月 12 日～13 日)
等の国際シンポジウムにおける議論等も参考にする。

日本の経済政策の設計と具体化検討委員会設置要綱（案）

〔平成 23 年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、日本の経済政策の設計と具体化検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、深刻な不況、デフレ及び財政難、日本の債務の危機的な累積、少子高齢化、災害への対処措置などについて、整理し、調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 24 年 11 月 15 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

16	
幹事会	140

提 案

科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会の設置及び設置要綱 の決定について

- 1 提案者 会長

- 2 議 案 (1) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として
科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会を置
くこと
 (2) 科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会設
置要綱について別紙のとおり決定すること。

- 3 提案理由 (1) 別紙設置提案書のとおり
 (2) 日本学術会議会則第十六条第一項の課題別委員会として
提案した委員会の設置に当たり、設置要綱を定める必要が
あるため

平成 24 年 11 月 16 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者 会長
- 2 委員会名
科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会
- 3 設置期間 平成 23 年 11 月 16 日から平成 24 年 9 月 30 日まで
- 4 課題の内容

(1) 課題の概要

科学・技術に関するデュアルユース（民生・軍事の両方に利用可能なこと）問題について、国際的には、コンセンサスが得られている生命科学分野において、生物兵器禁止条約（BWC）のもとで取組が進められており、我が国の政府も BWC に加盟して必要な取組を行っている。現在は、軍事のみならず、テロへの悪用も国際的懸念の対象となっている。

日本学術会議においては、平成 17 年の会長コメントにおいて、科学者がデュアルユース問題にも目を配るべき旨の「バイオセキュリティに関する I A P 声明」が発出されたことを支持したものの、その後は目立った活動を行ってこなかったが、外務省より、生命科学におけるデュアルユース問題に関するシンポジウム開催の依頼を受け、本年 8 月に学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」を主催したところである。同フォーラムにおいては、デュアルユース問題に関する問題意識の共有に加え、情報発信の重要性や行動規範策定の必要性が指摘され、こうした取組に関して、日本学術会議が積極的な役割を果たすべきだとの意見が出された。

このように、過去の経緯としては、主として生命科学分野に限って取組が行われてきたが、デュアルユース問題は幅広い分野に内在する課題であるため、各分野での実情を踏まえた幅広い議論を行う必要があると考えられる。これらの点を踏まえ、「科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会」を設置し、必要な活動を行うことを提案する。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

上記のフォーラムでも指摘されたとおり、デュアルユース問題については、科学者

が自らの研究に責任を持ち、研究成果の社会的影響について注意深く認識すべき問題であるとともに、科学の自由で健全な発展を阻害することに波及してはならないものでもある。我が国の科学者の代表的機関である日本学術会議によるバランスの取れた議論を経た上で、国民ならびに科学者に対する普及・啓発や積極的な取組を行う必要性が高い。具体的な活動は以下のとおりである。

① 行動規範策定に向けた取組

デュアルユース問題に関する理解を深め、科学者の責任について議論するとともに、行動規範の策定を行う。なお、政府レベルにおいては、主として生命科学分野に限って取組が行われているが、上記のとおり、幅広い分野に内在する問題であるため、各分野に対して効果が及ぶような取組を行う。

② 普及・啓発に向けた取組

関係府省と協力し、科学者がデュアルユース問題の背景と実態を理解するための、普及・啓発教材の開発を行う。

また、デュアルユース問題に関する一般国民への普及・啓発を図るため、年に1回程度を目途に、シンポジウムを開催する。

③ BWCに関する情報収集等

上述の通り、デュアルユース問題は、各国政府レベルでの取組が積極的に行われており、日本学術会議としての取組を効果的なものとするためには、政府との連携を密にする必要がある。そこで、外務省等の関係府省と連携し、BWCに関する国内外からの情報収集及び必要な協力を行う。

(3) 日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告等の有無

※会長コメント「バイオセキュリティに関するIAP声明について」（平成17年12月19日）

※声明「科学者の行動規範について」（平成18年10月3日）

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

BWCに関し、締約国会合又は専門家会合が隔年で開催されるとともに、5年に一度、運用検討会議が開催されているところ。これらの会議において毎年、報告、議論が行われている。

(5) 各府省等からの審議要請の有無

文書による具体的な審議要請はないが、外務省より、我が国のアカデミーとしてデュアルユース問題に関する取組を行っていただきたい旨の依頼を口頭で受けているところ。

5 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

第22期の会員・連携会員のほか、従前よりデュアルユース問題に携わってきた研究者を特任連携会員として任命する必要がある。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

各部会員 3～4 名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計 20 名以内。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

① 行動規範策定に向けた取組

平成 24 年 9 月までに成果の取りまとめを行う。成果の取りまとめに当たっては、社会に対し問題意識の普及・啓発ができるよう、公表の方法を工夫する。

② 普及・啓発に向けた取組

普及・啓発教材の開発について、関係府省の動向も見据えつつ、平成 24 年 9 月までに中間とりまとめをおこなう。

平成 24 年 8 月を目途にシンポジウムを開催する。

なお、これらの取組については、継続的活動が必要となる場合もある。

③ BWCに関する情報収集等

本年 12 月にジュネーブで開催される BWC 運用検討会議において、8 月のシンポジウムの概要及び日本学術会議の今後の取組を報告する予定。その後、同会議の結果報告を含め、必要な取組を行う。

6 その他課題に関する参考情報

特になし。

科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会 設置要綱（案）

〔平成 23 年 月 日〕
日本学術会議第 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、科学・技術のデュアルユース問題に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、科学・技術に関するデュアルユース問題に関する科学者の責任や情報発信の在り方等について、調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 24 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

17	
幹事会	140

提 案

スリランカ科学振興連盟年次大会及び スリランカ学術機関等との会合に係る会員の派遣について

- 1 提案者 国際委員会委員長
- 2 議 案 標記について、以下のとおり承認すること。
- 3 提案理由 スリランカ科学振興連盟年次大会及びスリランカ学術機関等との会合のため、以下のとおり会員を派遣することとしたいため。
- 4 派遣者 春日 文子（副会長、国際委員会委員長）
白田 佳子（第1部会員、国際委員会アジア学術会議分科会委員長）
- 5 用務期間 平成23年12月5日（月）～ 6日（火）
- 6 派遣場所 スリランカ科学振興連盟（コロンボ）、スリランカ国家科学技術委員会（コロンボ）等
- 7 派遣趣旨 スリランカ科学振興連盟より、同連盟主催による年次大会（「参考」資料添付）への日本学術会議代表者の出席依頼があったため、春日文子副会長及び白田佳子会員（アジア学術会議分科会委員長）を派遣し、出席者との幅広い意見交換等を行わせることとしたい。
また、上記年次大会への出席に続き、スリランカ学術機関等を訪問し、アジア学術会議（SCA）への加盟に関する情報・意見交換等を行うこととしたい。

18	
幹事会	140

提 案

生物兵器禁止条約（BWC）関連会合への会員の派遣について

- 1 提案者 国際担当副会長
- 2 議 案 標記について、以下のとおり承認すること。
- 3 提案理由 生物兵器禁止条約（**Biological Weapons Convention : BWC**）第7回運用検討会議等への出席等のため、以下のとおり会員を派遣することとしたい。
- 4 派遣者 春日文子 会員（副会長）
- 5 用務期間 平成23年12月10日（土）～ 14日（水）
- 6 派遣場所 スイス連邦・ジュネーブ
- 7 派遣趣旨 日本学術会議は、平成17年の会長コメントにおいて、科学者がデュアルユース問題にも目を配るべき旨の「バイオセキュリティに関するIAP声明」への支持を表明している。本年8月には、外務省からの依頼により、主催学術フォーラム「生命科学の進展に伴う新たなリスクと科学者の役割」を開催し、情報発信の重要性とともに、行動規範策定への取組等において、日本学術会議の積極的な役割が求められたところである。こうした経緯により、今回、外務省から**BWC**第7回運用検討会議（於ジュネーブ）への出席依頼を受けたため、春日会員（副会長）を派遣し、会議への出席とともに関連の研究者グループとの意見交換等を行わせることとしたい。

19	
幹事会	140

提 案

公開シンポジウム「先端的異分野融合を核とした構造生命科学の飛躍に向けて」の開催
について

1. 提案者 基礎生物学委員会委員長
2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること

記

1. 主 催：日本学術会議基礎生物学委員会生物物理学分科会
2. 共 催：

日本医用マスメクトル学会、日本応用物理学会、日本化学会、日本核磁気共鳴学会、日本寄生虫学会、日本結晶学会、日本ケミカルバイオロジー学会、日本細胞生物学会、日本質量分析学会、日本植物学会、日本植物生理学会、日本神経化学会、日本神経科学学会、日本数理生物学会、日本生化学会、日本生物工学会、日本生物物理学会、日本製薬工業協会、日本蛋白質科学会、日本糖質学会、日本農芸化学会、日本バイオイメージング学会、日本バイオインフォマティクス学会、日本発生生物学会、日本物理学会、日本プロテオーム学会、日本分光学会、日本分子生物学会、日本分析化学会、日本ペプチド学会、日本放射光学会、日本薬学会（予定）

3. 後 援：高エネルギー加速器研究機構、大阪大学蛋白質研究所
4. 日 時：平成24年1月9日(月) 10:00～16:00
5. 場 所：日本学術会議講堂
6. 分科会：開催予定

7. 開催趣旨：

複雑な生命体のしくみを、有機分子である個々の素子（蛋白質、核酸、脂質など）の構造を原子座標の形で解明することで、ボトムアップ的に明らかにする構造生物学は、我が国のプロジェクト等で整備された各種最先端研究基盤やケミカルバイオロジーとの融合を背景に、近年大きな進展を見せている。特に様々な疾患、食品の安全性、環境向上等にかかわる蛋白質の立体構造情報は、医薬開発や産業応用に直結することが期待される。一方で、ライフサイエンス発展の根本的な原動力となるには、細胞内外でのダイナミックな相互作用や高次構造の変化によって引き起こされる生命現象を、分子の複合体及び生体高分子の修飾ならびに動態解析を通して余すところ無く明らかにするという、さらに高いレベルの研究が求められる。それと同時に、個々の分子の情報の集積に基づいて、生命反応を構造から予測するための普遍的原理の導出への飛躍も視野に入れる必要がある。構造生物学と先端的ライフサイエンス領域との融合から生まれる新しい「構造生命科学」は、“原子レベルで生命を見る、知る、そして使う”というところまで進展し、ライフサイエンスの革新に繋がるものでなければならない。本シンポジウムは、国民の利益につながるライフサイエンス上の発明発見をこれまで以上に創出していくために必要な、次世代構造生物学の役割とその方策についての議論の場として位置付けている。

8. シンポジウム次第

○主催者側挨拶 曾我部正博（日本学術会議連携会員、名古屋大学大学院医学研究科教授）

○趣旨と進行の説明

座長：若槻壮市（高エネルギー加速器研究機構物質構造科学研究所副所長）

○第一セッション：ライフサイエンスコミュニティからの構造生命科学への期待

座長：濡木理（東京大学大学院理学系研究科生物化学専攻教授）

話題提供

鍋島陽一（日本学術会議連携会員、先端医療振興財団先端医療センター長）

坂口志文（大阪大学免疫学フロンティア研究センター教授）

門脇 孝（日本学術会議連携会員、東京大学大学院医学系研究科糖尿病・代謝内科教授）

田中啓二（日本学術会議第二部会員、財団法人東京都医学総合研究所長）

岡田清孝（日本学術会議第二部会員、自然科学研究機構・基礎生物学研究所長）

○第二セッション：期待に応える構造生命科学

座長：高木淳一（大阪大学蛋白質研究所附属プロテオミクス総合研究センター教授）

話題提供

岩田 想（京都大学医学系研究科分子生体統御学講座教授）

嶋田一夫（日本学術会議連携会員、東京大学大学院薬学系教授）

田中耕一（日本学術会議連携会員、島津製作所田中耕一記念質量分析研究所所長）

菅 裕明（東京大学大学院理学系研究科化学専攻教授）

○第三セッション：パネルディスカッション「ライフサイエンス研究推進のための構造生命科学のミッション」

モデレーター：萩原正敏（日本学術会議連携会員、京都大学大学院医学研究科形態形成機構学教授）

パネリスト：

貝淵弘三（名古屋大学大学院医学研究科薬理学教室教授）

郷 通子（日本学術会議連携会員、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事）

竹中登一（アステラス製薬最高科学アドバイザー）

月原富武（兵庫県立大学ピコバイオロジー研究所特任教授）

森 和俊（京都大学大学院理学研究科生物科学専攻教授）

倉持隆雄（文部科学省研究振興局長）（予定）

○まとめ・閉会の挨拶

鍋島陽一（日本学術会議連携会員、先端医療振興財団先端医療センター長）

9. 関係部の承認の有無：第二部承認

20	
幹事会	140

提 案

連続シンポジウム「巨大災害から生命と国土を護る－24学会からの発言」
第1回「今後考えるべきハザード(地震動、津波等)と規模は何か」の開催について

1. 提案者 土木工学・建築学委員会委員長
2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主 催： 日本学術会議土木工学・建築学委員会
東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会
2. 日 時：平成23年12月6日（火）14：00～17：30
3. 場 所：
日本学術会議講堂
(東京都港区六本木7-22-34、東京メトロ千代田線「乃木坂」駅5出口)
4. 分科会の開催：該当無し
5. 開催趣旨：

東日本大震災は典型的な広域複合巨大災害であった。強い揺れ、津波、原発事故、液状化や高層ビルの共振などが発生した。東北地方を中心に津波による多大な犠牲者が発生する一方、関東地方においても通信途絶・輻輳、安否確認の遅滞、都心の帰宅困難などが混乱を助長し、原発避難、ガソリン不足と交通途絶による物流の停止、サプライチェーンの破たん、電力不足と計画停電、避難所や応急仮設住宅の整備遅滞などが混乱を深めた。これらの事態が面前で広がるのを見て、その深刻さを全国民が改めて実感したと言える。

東北地方太平洋沖地震の地震規模は兵庫県南部地震の千倍を超え、震災による被災面積は百倍のオーダーである。しかし、犠牲者・全壊家屋・経済被害は、阪神淡路震災のそれぞれ3倍、1倍、1.7倍に留まっている。これに対し、首都圏を襲った関東大震災

では、地震規模は1/50程度だったが、本震災の5倍の犠牲者と10倍の経済被害を出した。切迫性が指摘される南海トラフでの巨大地震での被害は、被災人口から考えて、東日本大震災の10倍オーダーになる。東日本大震災の教訓を学びいち早く対策を取らなければ、次の災害でわが国は回復不可能な事態ともなりかねない。

この度の災害の教訓をもとに次の大地震に備えると同時に、科学の力により今まで起きたことのない問題点や現象を想定し、これらが大きな災害にならないための対策を研究し実施していく必要がある。そのためには第一に、わが国周辺で想定すべき地震の規模と頻度を、事前対策・緊急対応・復興のあり方と結びつけた上で改めて考える必要がある。以前から考察されていた東海地震・東南海地震・南海地震、さらに首都直下地震などへの対策は急務かつ重要な課題であり、ハザード（地震動、津波など）とそれへの対策の二面から議論する。

6. 次 第：

14：00-14：15

司 会 目黒公郎（日本学術会議連携会員、東京大学教授）
挨 拶 大西 隆（日本学術会議会長、東京大学教授）
家 泰弘（日本学術会議会員、東京大学教授）
趣 旨 和田 章（日本学術会議会員、東京工業大学名誉教授）

14：15-15：45

第一部 基調講演

島崎邦彦（日本学術会議連携会員、東京大学名誉教授／元日本地震学会
長）
今村文彦（日本学術会議連携会員、東北大学教授／前日本自然災害学会
長）
大西 隆（日本学術会議会長、東京大学教授）

16：00-17：30

第二部 パネルディスカッション

コーディネータ

米田雅子（日本学術会議連携会員、慶應義塾大学特任教授）

パネリスト

基調講演者3名に加えて

濱田政則（日本学術会議連携会員、早稲田大学教授／元土木学会長）

和田 章（日本学術会議会員、東京工業大学名誉教授／日本建築学会長）

7. 関係部の承認の有無： 第三部承認

21	
幹事会	140

提 案

連続シンポジウム「巨大災害から生命と国土を護る－24学会からの発言」
第2回「大震災の発生を前提として国土政策をどう見直すか」の開催について

1. 提案者 土木工学・建築学委員会委員長
2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主 催： 日本学術会議土木工学・建築学委員会
東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会
2. 日 時：平成24年1月18日（水）14：00～17：30
3. 場 所：
日本学術会議講堂
（東京都港区六本木7-22-34、東京メトロ千代田線「乃木坂」駅5出口）
4. 分科会の開催：該当無し
5. 開催趣旨：

大規模災害はその規模が大きいほど、千年に一度、1万年に一度のように稀にしか起こらないが、一度発生すれば人・環境・社会に与える影響は甚大である。東日本大震災の発生により、極めて発生する可能性が低い災害に対しても、被災住民の生活を支える地域社会の機能や、責任ある国際社会の一員としてのわが国の機能を維持し続けられるよう、最悪のシナリオを準備し備えておく必要があることが強く認識された。

今後数世紀に亘って、安全・安心で快適な環境と持続性のある経済とを両立を考え、国民にとって最適なコストを明示し、具体的施策を実行することは国家の責務である。この目標を達成するにあたっては、都市計画や社会基盤の整備によるハード面の充実に加えて、災害リスクに関する共通認識の醸成、住民参加型の防災まちづくりの推進や、防災教育の充実などソフト面での対策も欠かせない。これらを組み合わせた経済的・時間的に現実的な国土政策がいかにあるべきか、再検討が急務となっている。

自然環境・社会環境の劣化と少子・高齢化が急速に進み、社会的・経済的大打撃に対する回復力が期待できなくなりつつある我が国では、大規模地震が発生しても大震災に

至らない、災害に強い国づくりが今後一層重要となる。東日本大震災およびわが国が将来直面するであろう災害の被災地域に対して、今後の国土政策がいかにあるべきか議論する。

6. 次 第：

14：00-14：15

司 会 目黒公郎（日本学術会議連携会員、東京大学教授）

挨 拶 和田 章（日本学術会議会員、東京工業大学名誉教授）

7：15-15：45

第一部 基調講演

伊藤 滋（東京大学名誉教授／元 日本都市計画学会会長）

中村英夫（東京都市大学長、東京大学名誉教授／元 土木学会会長）

日本都市計画学会からの講演者

16：00-17：30

第二部 パネルディスカッション

コーディネータ

米田雅子（日本学術会議連携会員、慶應義塾大学特任教授）

パネリスト

基調講演者3名に加えて

嘉門雅史（日本学術会議会員、香川高等専門学校長、京都大学名誉教授）

依田照彦（日本学術会議会員、早稲田大学教授）

8. 関係部の承認の有無： 第三部承認

22	
幹事会	140

提 案

公開シンポジウム「第30回国際宇宙ステーション利用計画ワークショップ」の開催について

1. 提案者 基礎生物学委員会委員長
2. 議 案 標記シンポジウムを下記のとおり開催すること。

記

1. 主 催：独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）、
日本学術会議基礎生物学委員会
 2. 共 催：文部科学省
 3. 日 時：平成23年12月16日（金）13：00～17：00
 4. 場 所：日本学術会議 講堂
 5. 分科会の開催：開催なし
 6. 開催趣旨：
宇宙関係者や研究者など ISS 利用に関心のある参加者にむけて、日米の ISS 利用シナリオや利用計画の最新の検討状況を紹介し、会場参加者との質疑等を通じて、宇宙のコミュニティとして ISS 利用計画に対する理解を深めるとともに、今後における ISS 利用の在り方について参加者から意見集約を図る。
 7. 次 第：（同時通訳あり）
13：00－13：05 開会挨拶
立川 敬二（宇宙航空研究開発機構（JAXA）理事長）
13：05－13：10 基調挨拶（調整中）
13：10－13：25 「国際宇宙ステーションの利用に期待するもの（仮）」
（調整中）
- 【第1部：これからの10年計画、日米のISS利用シナリオ】
モデレーター 吉村 善範（宇宙航空研究開発機構（JAXA）宇宙環境利用センター長）

13 : 25－13 : 55 講演 1 「米国における ISS の 10 年利用計画～米国は何を主眼においたか～」

Elizabeth R. Cantwell Ph. D. (米国アカデミーメンバー、
Decadal Survey 主査)

13 : 55－14 : 30 講演 2 「日本の ISS 利用シナリオ」

浅島 誠 (きぼう利用推進委員会委員長) (日本学術会議連携
会員・日本学術振興会理事)

・総論

・生命科学 浅島 誠

中野明彦 (日本学術会議第二部会員、東京大学大学院理学系研
究科生物学専攻教授)

・物質、基礎科学 壽榮松宏仁 (東京大学名誉教授)

・宇宙医学 (調整中)

14 : 30－15 : 00 ディスカッション

「日米コミュニティから見た今後の ISS 利用」

【第 2 部 : 2020 年に向けた国際パートナーの取り組み】

モデレーター 上垣内 茂樹 (宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 宇宙環境利
用センター技術領域総括)

15 : 10－15 : 30 講演 3 「米国の利用拡大に向けた取り組み」

Mark Uhran (アメリカ航空宇宙局本部 (NASA/HQ) ISS 運用局次
長)

15 : 30－16 : 10 各国の国際宇宙ステーション利用計画

Julie Robinson, Ph. D. (アメリカ航空宇宙局 (NASA) ISS 計画プ
ログラムサイエンティスト)

Martin Zell, Ph. D. (欧州宇宙機関 (ESA) ISS 利用部長)

Georgy Karabadzak, Ph. D. (ロシア連邦宇宙局 (FSA) 中央機械
研究所 ISS 科学利用計画部長)

Perry Johnson-Green, Ph. D. (カナダ宇宙庁 (CSA) プロ
グラムサイエンティスト)

(休憩)

【第 3 部 : これからの国際宇宙ステーションに向けて (仮称)】

モデレーター 吉村 善範 (宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 宇宙環境利用
センター長)

16 : 20－17 : 00 全体討議

17 : 00 閉会

8. 関係部の承認の有無 : 第二部承認、第三部承認

23	
幹事会	140

提 案

シンポジウム「大学で何を学び、何をかなえたい？
若手研究者たちと考える、君たちの、そして日本の未来」
の開催について

- 1 提案者 若手アカデミー委員会委員長
- 2 議 案 標記シンポジウムを下記の通り開催すること

記

1. 主 催 日本学術会議若手アカデミー委員会
2. 日 時 平成23年12月17日(土) 15時15分～17時00分
3. 場 所 国立京都国際会館 Room A (京都府京都市左京区岩倉大鷲町4-2-2)
4. 委員会等の開催 開催予定

5. 開催趣旨

日本学術会議外24団体主催により開催される「科学・技術フェスタ in 京都2011」において、若手アカデミー委員会としてシンポジウムを開催する。

次世代を担う科学・技術関係人材を育成するため、青少年の科学・技術への興味・関心を喚起し、科学・技術に親しみ学ぶことが出来る場を提供すること、または国民と科学・技術に関わる者が直接対話する双方向のコミュニケーションを実現し、国民の声を国の研究開発に反映すること等を目的として、若手科学者が高校生・大学生他一般大衆(特に高校生)と広く意見交換を行う。

6. 次 第

(1)開会挨拶及び趣旨説明 (15:15～15:20)

駒井章治 (若手アカデミー委員会委員長、奈良先端科学技術大学院バイオサイエンス研究科准教授)

(2) 司会 高橋良和 (若手アカデミー委員会幹事、京都大学防災研究所准教授)

(3) グループ討論 (15:20～16:40)

若手アカデミー委員及び部外からの研究者を3人組みにし、10グループ程度つくる。各グループに参加高校生を15名前後入れ、そのグループで研究者3人組が前もって決めておいたテーマについてディスカッションする。テーマの大枠は、「君たちの、そして日本の未来」とし、若手研究者の側から、ごく簡単にテーマについての説明と、簡単な自己紹介・研究内容の紹介をしたあと、参加者とのディスカッションを行う。

(4) 討論結果報告 (16:40～16:55)

各グループで出た内容を全体に報告する。

(5) 閉会挨拶 (16:55～17:00)

狩野光伸 (若手アカデミー委員会副委員長、東京大学大学院医学研究科講師)

24	
幹事会	140

提 案

公開シンポジウム「いま、ともに、古典（伝統知）に学ぶ意義を、考える—現代文明の危機をのりこえるために—」の開催について

1. 提案者 哲学委員会委員長
2. 議 案 標記シンポジウムを下記の通り開催すること

記

1. 主 催：日本学術会議哲学委員会
2. 共 催：日本哲学系諸学会連合、日本宗教研究諸学会連合
3. 日 時：平成23年12月3日（土）13：00～17：00
4. 場 所：日本学術会議講堂
5. 委員会：哲学委員会及び合同分科会開催予定
6. 開催趣旨：

科学・技術の発展を旗頭とする近代社会の革新性は、産業革命を経て人類社会に未曾有の物質的繁栄をもたらす一方で、世界の諸文明における古典的価値・規範体系の伝統を解体へと促す巨大な推進力となってきた。しかし、持続可能な人類社会の構築・発展にとって、共同社会の絆と伝統文化の温もりの連続性を一定程度保持する、安定した精神的・文化的基盤が必須と思われる。古より伝えられてきた伝統知の集積（宗教聖典、古典テキスト、読み継がれてきた名著を含む）に対して、時代・社会に即応した新たな解釈を絶えず紡ぎ出す「古典精神」の未来社会的意義を見直し、まさに崖っぷちに立った現代文明の危機を乗り越えるための、真摯な討議がなされなければならない。

東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所の災害に見舞われ、まさに科学・技術主導であった現代日本社会が、あるいはそれを取り巻く商業主義的グローバル化が内包する深刻な問題が、一気に露呈した感を抱く人々は、決して少なくないであろう。最新の科学・技術によって、この危機的な事態は克服可能であるとの認識のもとに、イノベーション（技術革新）の必要性が科学者・役人・政治家たちによって訴えられ、リスク管理の科学に期待を寄せる専門家もいる。

しかし例えば、10m以上の津波（これを理論的に想定外と豪語しうる科学者はいないはずである）を予想して防波堤を築き、原子力発電所を設計すべきか否かという問は、科学によって答えを出しうる問いであろうか。むしろ原子力科学・技術に携わる科学者・技術者が、襟をただし「人として」の自覚を取りもどさなければならないのではないか。このたびの大惨事に見られるような、遠く未来世代にまで暗い影を落とす負の遺産をもたらすことになった背景には、科学と科学を超えたものの線引きを曖昧にしたまま、科学神話を妄信し、妄信させていた悪しき科学万能主義が潜んでいたのではないだろうか。

旧弊を脱し、たえず「新しい」真理と、「新しい」技術を生み出すことで活路を見出してきた科学・技術一辺倒の時代思潮とは別の地平から、未来社会への「新たな」展望を開く必要がある。その地平の一つとして、上述した意味での「古典精神」を掲げたい。すなわち、古きを温ねて新しきを知り、営々と続いてきた人類の営み—それは諸文明、諸文化の栄枯盛衰を経つつも、何らかの意味で通底する価値（生きる意味）を継承してきたはずのもの—に底流として受け継がれ、あるいは地域社会に生まれ、蓄積されてきた伝統知、伝統文化の意味を、あらためて深く問い直すべき時ではないだろうか。

以上の問題意識から、哲学委員会は、古典精神と未来社会分科会の企画による、公開シンポジウム「いま、ともに、古典（伝統知）に学ぶ意義を、考える—現代文明の危機をのりこえるために—」を開催したい。

7. 次 第

・報告者：服部 英二（地球システム・倫理学会会長）

「現代文明の危機と伝統知」

岡田真美子（日本学術会議連携会員、兵庫県立大学環境人間学部教授）

「地域ネットワークに生きる伝承知の重み」

手島 勲矢（日本学術会議連携会員、関西大学非常勤講師）

「対話する科学のための二つの名前：中世ユダヤの伝統知から」

三中 信宏（農業環境技術研究所上席研究員、東京大学大学院農学生命科学研究科客員教授）

「科学的思考と民俗知識体系の共存：進化するサイエンスの源を振り返る」

・ディスカッサント：

中島 隆博（日本学術会議連携会員、東京大学大学院総合文化研究科
准教授）

村澤真保呂（龍谷大学社会学部准教授）

・司 会：丸井 浩（日本学術会議会員、東京大学大学院人文社会系研究科教授）

小島 毅（日本学術会議連携会員、東京大学大学院人文社会系研究科教
授）

8. 関係部の承認の有無：第一部承認

25	
幹事会	140

提 案

第19回ウ・タント記念講演の開催について

1. 提案者 会 長
2. 議 案 標記について、下記のとおり開催すること。

記

1. 主 催 : 国連大学、日本学術会議
2. 日 時 : 平成23年12月8日(木) 15時00分～16時30分
3. 場 所 : 国連大学本部ビル
4. 講演者 : ラウラ・チンチージャ・ミランダ大統領
 コスタリカ共和国
5. テーマ : 「平和と持続可能な発展：コスタリカの教訓」

<参考>

ウ・タント記念講演について

ウ・タント記念講演は、ウ・タント元国連事務総長（1961-1971）にちなんで名付けられた講演シリーズで、世界各地から各界の有識者や指導者を招き、21世紀に世界が直面する問題の解決に向けて国際的知識と叡智の交流の場として、国連大学、国連大学高等研究所及び日本学術会議との共催により実施している。過去、マハティール・マレーシア元首相、クリントン、カーター元米大統領、シリル・エバディ氏などのノーベル賞受賞者などが講演を行った。

26	
幹事会	140

提 案

国内会議の後援について

- 1 提案者 会長
- 2 議 案 後援の依頼について回答すること。
- 3 提案理由 下記の会議について、後援の依頼があり、関係する部等に審議付託した結果を下記のとおり回答することとしたい。

記

○後援する

名 称 等	申 請 者	審議 付託先
日本地球惑星科学連合2012年大会 ①主催：一般社団法人日本地球惑星科学連合 ②期間：平成24年5月20日～5月25日 ③場所：幕張メッセ国際会議場	一般社団法人 日本地球惑星 科学連合会長 木村 学	第三部
文部科学省平成23年度先導的大学改革推進委託事業 「大学における教育活動の評価に関する調査研究」シンポジ ウム～大学における教育活動の評価をどう考えるか～ ①主催：東京理科大学 ②期間：平成23年12月11日 ③場所：東京理科大学森戸会館	東京理科大学 学長 藤嶋 昭	各部